

令和6年 第2回

# 甲佐町議会 6月定例会会議録

令和6年6月7日～令和6年6月11日

熊本県甲佐町議会

## 令和6年第2回甲佐町議会（定例会）目次

### ○6月7日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の提案理由の説明について	4
散会	5

### ○6月10日（第2号）

出席議員	6
欠席議員	6
本会議に職務のために出席した者の職氏名	6
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	6
開議	8
日程第1 一般質問	8
散会	37

### ○6月11日（第3号）

出席議員	38
欠席議員	38
本会議に職務のために出席した者の職氏名	38
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	38
開議	40
日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	40
日程第2 同意第2号 甲佐町副町長の選任に付き同意を求めることについて	41
日程第3 同意第3号 甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについて	43
日程第4 承認第1号 専決処分の報告及び承認について (専第1号 令和5年度甲佐町一般会計補正予算(第10号))	44
日程第5 承認第2号 専決処分の報告及び承認について (専第2号 令和5年度甲佐町一般会計補正予算(第11号))	49

日程第6	承認第3号 専決処分の報告及び承認について (専第3号 令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))	53
日程第7	承認第4号 専決処分の報告及び承認について (専第4号 令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第4号))	56
日程第8	承認第5号 専決処分の報告及び承認について (専第5号 令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))	58
日程第9	承認第6号 専決処分の報告及び承認について (専第6号 甲佐町税条例の一部を改正する条例)	60
日程第10	承認第7号 専決処分の報告及び承認について (専第7号 甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	64
日程第11	報告第1号 令和5年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について	67
日程第12	議案第23号 令和6年度甲佐町一般会計補正予算(第1号)	70
日程第13	議員の派遣について	76
日程第14	各委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	76
閉会		77

6月7日（金曜日）

令和6年第2回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

- 1. 招集年月日 令和6年6月7日
- 1. 招集の場所 甲佐町議会議場
- 1. 開会・開議 6月7日 午前10時00分 議長宣告
- 1. 散会 6月7日 午前10時9分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北野太 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 甲斐高士	会計管理者 渡邊友美
総務課長 荒田慎一	企画課長 北畑公孝
地域振興課長 羽祢田直美	くらし安全推進室長 山下玄介
税務課長 松野洋幸	環境衛生課長 白石亨
住民生活課長 奥名雄吉	健康推進課長 宮崎貴美代
福祉課長 高原貞典	農政課長 上古閑一徳
建設課長 志戸岡弘	会計課長 渡邊友美
町民センター所長 中林健次	
教育長 田上浩輝	学校教育課長 井上幸介
社会教育課長 内田健司	
農業委員会事務局長 上古閑一徳	選挙管理委員会書記長 荒田慎一

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

10番 宮川安明 11番 本田新

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の提案理由の説明について

## 1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

---

○議長（宮本修治君） おはようございます。

ただいまから、令和6年第2回甲佐町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮本修治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、10番宮川安明議員、11番本田新議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定について

○議長（宮本修治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

6番、荒田議会運営委員長。

○議会運営委員長（荒田博君） 皆さんおはようございます。ご報告いたします。

先の定例会において付託を受けておりました令和6年第2回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る5月27日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、総務課長、行政係長、財務係長の出席を求め、議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、会期を本日6月7日から11日までの5日間と決定いたしました。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明、8日及び9日は、議案調査のため休会、10日は一般質問、11日は諮問案件、同意案件、承認案件、報告案件、令和6年度甲佐町一般会計補正予算、その他議会提出案件についての審議、以上のとおり、議会運営委員会では決定いたしましたので、賢明なる議員各位におかれましては、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮本修治君） 会期の日程については、ただいまの荒田議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、ただいまの荒田委員長の報告のとおり、本日6月7日から11日までの5日間と決定いたしました。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、同意第2号、甲佐町副町長の選任に付き同意を求めることについて、同意第3号、甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについて、承認第1号から承認第7号までの専決処分の報告及び承認について、報告第1号、一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、議案第24号、令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）、その他議会提出案件を一括上程いたします。

---

### 日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（宮本修治君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告及び議員派遣の報告については、お手元に配布のとおりですので朗読を省略いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4 町長の提案理由の説明について

○議長（宮本修治君） 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） おはようございます。

本日は、令和6年第2回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙な中に、ご参集いただきまして誠にありがとうございました。

さて、九州北部の梅雨入りは、まだ発表されておりませんが、これから梅雨本番の季節となります。

本年におきましても、線状降水帯による集中豪雨などを、気象庁などからの情報により早めに予見し、土砂災害や内水氾濫などに対する避難誘導や施設等の被害予防対策など、消防団をはじめ関係機関や団体、企業などとの連携を図りつつ、多発する大規模災害に、警戒を増して対応していく必要があると考えております。

ただ一方では、今からの季節は7月20日に開催予定のあゆ祭りをはじめ、各種イベントの開催が予定されておりますし、災害から復旧しました総合運動公園の利用者増に向けての各種大会の開催や今月から鮎料理を提供されるやな場など、交流人口の増加に大いに期待をしているところでございます。

それでは、早速ですが、今期定例会に提出いたしております各議案について、ご説明を申し上げます。

今期、定例会に提出しております案件は、諮問案件1件、同意案件2件、承認案件7件、報告案件1件、補正予算案件1件の、併せて12件であります。

先ず、諮問案件といたしましては、「人権擁護委員候補者の推薦について」を、同意案件としまして「甲佐町副町長の選任に付き同意を求めることについて」ほか1件を、承認案件につきましては、「令和5年度一般会計及び特別会計補正予算」と「税条例等の一部改正に係る専決処分の報告及び承認」の併せて7件を、報告案件としまして、「令和5年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書」の報告についてを、補正予算案件としまして

は、「令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）」について、主に、能登半島地震職員派遣に係る経費、デジタル田園都市国家構想交付金に係る事業の追加などによる増額補正となっております。

まず、歳出の主なものとしましては、総務費の「時間外勤務手当及び旅費」に243万4,000円を、教育費の「校務支援システム導入等業務委託料」に2,081万1,000円などの増額補正を行っております。

次に、歳入の主なものとしましては、「デジタル田園都市国家構想交付金」に368万7,000円、「財政調整基金繰入金」に1,338万8,000円、の追加等を行い、総額で2,437万5,000円を追加し、補正後の総額を95億8,057万7,000円としております。

以上、今期定例会にご提案いたしております、各議案について、ご説明を申し上げましたが、各議案のご審議の節は、各担当課長等に説明を行わせますので、適切にご議決をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（宮本修治君） 以上で、町長の提案理由の説明を終わります。

---

○議長（宮本修治君） 先程、日程第2の会期の決定についておいて、議案第24号と申しましたけれども、議案第23号の誤りでしたので、訂正させていただきます。

---

○議長（宮本修治君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日8日及び9日は議案調査のため休会、10日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

---

散会 午前10時9分

6月10日（月曜日）

令和6年第2回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第2号）

1. 招集年月日 令和6年6月7日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開議 6月10日 午前10時00分 議長宣告  
1. 閉会 6月10日 午後1時49分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲 斐 良 二	2番 田 中 孝 義	3番 鳴 瀬 美 善
4番 森 田 精 子	5番 佐 野 安 春	6番 荒 田 博
7番 宮 本 修 治	8番 福 田 謙 二	9番 井 芹 しま子
10番 宮 川 安 明	11番 本 田 新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北 野 太 議会事務局書記 後 藤 理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長	甲 斐 高 士	会 計 管 理 者	渡 邊 友 美
総 務 課 長	荒 田 慎 一	企 画 課 長	北 畑 公 孝
地 域 振 興 課 長	羽 祢 田 直 美	くらし安全推進室長	山 下 玄 介
税 務 課 長	松 野 洋 幸	環 境 衛 生 課 長	白 石 亨
住 民 生 活 課 長	奥 名 雄 吉	健 康 推 進 課 長	宮 崎 貴 美 代
福 祉 課 長	高 原 貞 典	農 政 課 長	上 古 閑 一 徳
建 設 課 長	志 戸 岡 弘	会 計 課 長	渡 邊 友 美
町 民 セ ン タ ー 所 長	中 林 健 次		
教 育 課 長	田 上 浩 輝	学 校 教 育 課 長	井 上 幸 介
社 会 教 育 課 長	内 田 健 司		
農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 古 閑 一 徳	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	荒 田 慎 一

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

10番 宮 川 安 明 11番 本 田 新

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

## 1. 議事の経過

開議 午前10時00分

---

○議長（宮本修治君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 一般質問

○議長（宮本修治君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告は3名です。順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間をおおむね1時間として議事運営をさせていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に、3番、鳴瀬美善議員の質問を許します。

3番、鳴瀬美善議員。

○3番（鳴瀬美善君） 皆さんおはようございます。3番鳴瀬でございます。それでは一般質問通告書に従いまして質問を進めさせていただきたいと思っております。それでははじめに質問事項の1番、子育て支援、遊具を備えた公園整備の再考と町有地活用についてということでございます。令和4年6月議会定例会の私の一般質問の中で子供が遊べる遊具のある公園の整備についてということで御船町や嘉島町の大型遊具を備えた公園を例として質問をさせていただきました。担当課、当時は地域振興課でございましたけれども、その答弁として新たな公園の設置については現在町として計画をしておりません。本年度末に完成する総合運動公園の多目的広場内に芝を張ることで子供が遊べる場所として計画をしておりますというような回答をいただいたところでございました。またその後におきましても複数の町民の皆様方から遊具を備えた公園の整備について複数要望をいただきました。そのようなことを踏まえて質問要旨の1番といたしまして遊具を備えた公園整備の再考ということで、別の場所も含め遊具を備えた公園の整備について再度考えていただくことはできないかということで、改めて遊具を備えた公園整備についての町の考えをお伺いいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 鳴瀬議員からの公園整備につきまして現時点における状況につきましてまずご説明させていただきたいと思っております。まず令和4年度に完成いたしました熊本甲佐総合運動公園におきましては子供たちが原っぱで走り回って遊ぶことを想定いたしまして、上流側におっしゃる通り天然芝を張った多目的広場を整備し今現在利用をいただいているところです。また総合運動公園におきましては昨年夏の豪雨によりまして浸水被害が発生したところでもございますけれども、その対策といたしましては国交

省より上流の駐車場からまた安津橋までの延長約600mにおいて堤を嵩上げするなどの対策工事を行ったところでございます。なおこのような状況ではございますけれども、第7次甲佐町総合計画におきましては子育て支援の充実に向けた取り組みを推進する必要があるとしておりますこと、また町では子育て支援策について検討しているということなどから現在改めて子供が遊べる公園の整備について検討を進めてまいっております。このような中、昨年末にこのことを町から国土交通省、熊本河川国土事務所に相談しましたところ国土交通省から町と協力をしまして緑川流域に公園を整備することにご了承をいただいたところでございます。なおその箇所といたしましては現在、安津橋下流域にグランドゴルフ場、それからヘリポートが整備されていると思っておりますけれども、そのヘリポートからさらに下流のソーラーパネルが現在設置されている場所、それまでの区間の一部につきましてはその箇所として予定をさせていただいているところでございます。なお整備にあたりましてはこちらのかわまちづくりの支援制度を活用する予定としておるため、そのために現在総合運動公園時に策定いたしましたかわまちづくり事業計画を一部変更するということが必要でございますので、河川管理者である国交省と町、それから代表区長、商工会などの地域住民で構成されますまちづくり協議会、それから下部組織でありますかわまちづくり実行委員会を設置しまして、昨年末からどういったところで検討するかというところでの会議を開催させて頂いているところでございます。また会議におきましては地域の意見といたしまして子供が遊べ、家族で憩える多目的のオープンスペースを希望することが多いとございますので、町としましては家族連れが利用できる遊具や広場がある施設というところでの整備を考えておるところでございます。今後につきましては実行委員会を開催いたしまして地域住民の意見を聞きながらどのような施設にするか検討することとしておりますので、現時点においては具体的な内容については決まっていない状況でございます。また安全面につきましても今後整備する箇所につきましても、昨年のような浸水被害が生じないような対策を講じたいというところで町から国交省に要望しているところであり、今後も具体的な内容を決めていく中で安全対策につきましてもしっかりと協議していきたいと考えております。以上によりまして安全性を考慮した上で現時点におきましてはまずは公園整備につきましては緑川流域における下流域側に公園整備を進めていきたいというところで考えているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 担当課長の方から聞きましたけれども、かわまちづくりの中の事業で整備をされていかれるということで私も始めてお聞きしましたけれども、一度前の一般質問だったかと思っておりますけれどもヘリポートの下流側につきましては今左岸側ですけれども、先ほど課長が言いました計画をされるというようなところには大型土嚢辺でやはり河川が一部被災したところもありましたので、それについては前回質問の中でも質問させていただいた経緯があります。その時にやっぱり民地をお持ちの方たちもやっぱおられます。その方たちのご理解ご協力、それと課長が申されました通り国土交通省辺等も協議されながら前回令和5年7月の豪雨の時も冠水被害が総合運動公園にも出たということも踏

まえて改めて国交省の方にはそういった協議、検討をぜひお願いしていただきたいと思います。その辺については今説明していただきましたので、私からの要望ということで地域の理解と国交省との協議、これについては是非お願いいたします。よければ町長の方から何かあればお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 先ほど地域振興課長の方からの答弁でもありました通り、現在国土交通省の協力のもと総合運動公園の下流域側における公園整備について地域住民を交えて現在検討を行っているところでございます。本事業につきましては私がマニフェストで掲げております34項目の中の1つでございまして、子供たちが安全・安心に遊べる遊具を備えた公園の整備でございまして所信表明でも申し上げました通り、子育て支援施策の1つとして力強く推し進めてまいりたいと考えているところでございます。また議員のご心配されている安全性につきましても私からも国土交通省に対してしっかりと要望を行っているところでございますので、まずは現在進めております緑川流域における公園整備について進めてまいりたいと考えているところでございます。また合わせまして本町は従来から子供が安全・安心に遊べる公園が少ないといった課題がございましたことから、それ以外の場所での公園整備の可能性につきましても今後検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 答弁ありがとうございます。次に移らせていただきたいと思うんですけども、今かわまちづくりの計画を伺った後で次の質問ということで、1番の答弁で今答弁いただきました中で、それと若干2番の町有地利用というところにつきましては質問的に齟齬するところがあるかと思えますけれども、その辺についてはご理解いただきながら答弁をいただきたいと思えます。

それでは質問要旨2番に移らせていただきます。仁田子畜産団地跡地、これは町有地ですけれども、を公園として活用する考えはということでございます。令和6年度予算の中に当該町有施設の解体費用が上程され予算化されましたけれども、解体後の一角にでも公園を設置できないかということで質問ということになります。若干1番のところとも重なるところがあるかと思えますけれども、場所が違いますのでそれをご理解いただいて説明をいただきたいと思えます。私なりにこの質問は何ですかということ、腹案として持っておりますのが、仁田子の畜産団地跡地は総合運動公園からも近い位置にあること、また3月議会定例会の一般質問の中で熱中症対策について質問いたしましたけれども、仁田子の畜産団地内には日陰として利用できる高木等も多くあることでそれらを利用することで利用者の熱中症対策にもつながるのではないかと、また伐採費用の軽減にもつながるのではないかという視点からの質問であり、町の考えをお伺いしたいというものでございます。お願いいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは仁田子畜産団地の跡地の公園としての活用について

お答えしたいと思います。現時点では畜産団地跡についての活用は決定しておりませんが、今議員おっしゃる通り今後総合的に判断をし、活用については決定したいという風に考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 引き続き次にいきますけれども、質問の要旨の3番です。畜産団地跡地の活用計画ということでお尋ねいたします。町では跡地について今度解体されますので跡地についてはどのような活用計画を持っておられるのか、合わせて地元地域の新興や活性化につながるような施策の検討も視野に考えていくべきではないかと私は思います。そのような中で前例として町営住宅西寒野団地跡地をご存知と思いますけれども、解体当初は鮎まつり等の駐車場として利用されていた経緯があります。現在は大福物流さんの社員寮として活用され、地域との交流等も積極的に取り組まれるなど地元の活性化にもつながってきていると私は考えて感じておるところでございます。このようなことも踏まえて今後の活用について町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは畜産団地跡地の活用計画についてお答えします。今のところ畜産跡地の活用計画は定めてはおりません。先ほど議員おっしゃった通り本年度予算に畜産団地の解体費用を予算化しておりますが、活用につきましては町の課題、定住、防災、企業誘致また議員がご提案の公園も含め地元からの意見を参考にしながら総合的に判断したいという風に考えているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 担当課長も言われました通りやっぱり地元の声を聞いていただいて地元の活性化、地元の人たちがこういった利用されて本当に良かったなって思われるような施策につなげていっていただければ幸いかなと思うところでございます。

続きまして大きな質問事項の2番の方に移らせていただきたいと思います。2番の質問といたしましては陣ノ内城跡や清正公山を生かした観光策と防災避難場所としての利用ということでございます。陣ノ内城跡が令和3年10月に国の史跡に正式に指定されましたけれども、質問の要旨の1番といたしまして陣内城跡が国指定になりその変わったことは何かということでお伺いしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 陣ノ内城跡が国指定となり変わったことは何かというご質問ですけれども、令和3年10月に国史跡に正式に指定されてから国史跡としてブランド力も高まり県内外の情報誌や文化庁公式 YouTube、また民間企業を介して紹介をいただき甲佐町のPRにつながっている状況です。また学校教育として町内の小学校や甲佐高校の現地を巡る歴史教育としても活用いただいているところでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今の答弁の中で民間企業のお力を利用するとかいうことがありま

したけれども、具体的にはどのような会社とかがあるんでしょうか。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 現在までに民間企業の方に PR いただいているのが携帯アプリの日本城巡りスタンプラリーというところで陣ノ内城跡を紹介していただき、約そのスタンプラリーの中で1,400名程度の方がそれに参加しているという状況であります。またNEXCO西日本、高速道路を管理している企業が広域観光連携キャンペーンといたしましてお国自慢デジタルラリーというのを2023年に開催しております。そこでもこの陣ノ内城を紹介いただいております。また大きなところで言いますと大阪の方で令和4年の8月にお城サミットというのがございまして、そこでパンフレットの方を100部配布しております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） いろんな取り組みをされているということですが、では実際、現在陣ノ内城跡ですよね。私も見に行きましたけれども現在の利用状況と活用策ということで今後どう活用されていこうかと思っておられるのか、そこについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 現在の陣ノ内城跡の利用状況と今後の活用策というご質問ですが、まず現状の景観維持管理といたしましては下豊内地区、また専門業者に年3回の平地、傾斜地の除草を委託しております、そこで景観維持に努めております。また利用状況に関しましては現地見学者の人数は把握できておりませんが、上り旗や順路を示す誘導看板を設置するとともに町イベント時のパンフレット配布や役場窓口、また現地にパンフレットボックスを設置して陣ノ内城跡への誘導やPRを行っているところでございます。今後の陣内城跡地の活用策といたしましては昨年度史跡陣ノ内城跡保存活用計画を策定いたしまして学校教育、社会教育の充実や町民の日常的な利用の促進、また避難場所としての活用施策を盛り込んでいっている中で芝生広場を想定した歴史公園などの整備の実現に向けて今後整備基本計画を策定していく予定でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） そこで1つだけお尋ねなんですけれども、今は上に登ると農地とかあって農業されていると言いますかね。草がちょっと生えておった状況だったんですよね。そこに何か構造物を作るとか、もしくは掘削して何かするかというようなことは国の史跡なんのでできるかなと思うんですけれども、そういったことはどうでしょうかね。なんかできるんでしょうかね。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 今の構造物とかの掘削ができるかというご質問ですが、基本的には文化財、国の指定している史跡でありますのでその指定している範囲におきましては掘削等はできない状況であります。なので上物とかはその範囲には建てられないという状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 先ほどその前に芝を張るとかいうことを言われましたので、じゃ掘削はできなくてもやっぱり上から保存するような形はできるということで理解をさせていただきます。

続きまして3番の質問なんですけれども、清正公山公園と遊歩道の管理ということに移らせていただきます。これにつきましては広報こうさ5月号で甲佐高校の生徒さんや松橋西支援学校の生徒さんたちによるクリーンナップ活動として清正公山公園、加藤神社の境内や参道と陣ノ内城跡の清掃活動を行っていただいた記事を拝見いたしました。多くの方たちが知るこの名所や史跡を生かした管理や取り組みについてどう考えておられるのかということでの質問になりますけれども、加藤神社の境内社の横を通過して清正公山の上の方に公園があると思うんですけれども、清正公山公園まで向かう遊歩道については現在フォード等で交通止めとなっていると思いますけれども、復旧についての考えはどうなっているのか、また参道の一部についてもコンクリートにヒビが入っている箇所も見受けられますが、参道と遊歩道は互いが機能を共有する道路となっていることから、このことについても何か町として対処できることはないのかということに合わせて伺います。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 清正公山公園の参道と遊歩道の復旧についてのご質問でありますけれども、清正公山公園に関しましては先に述べた陣ノ内城跡地の利活用と合わせて町内散策ルートの開発なども考えられておりますが、まずは色々な課題がありますのでその課題解決に向けて地元及び関係団体と協議を行いながら町ができる対応を考えていきたいと考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 町としても考えていかれるということでございます。私もちょっとテレビとか報道で見聞きしたんですけれども、他町の取り組み、これは高森町さんの取り組みなんですけれども、色々な事業の財源としてやっぱり直接町が携われないというか、それは違うかもしれないんですけれども、予算的なものでその町ではふるさと応援寄付金やクラウドファンディング等を活用した取り組みで町の活性化に取り組んでいますというようなことをテレビだったかでおっしゃっておられました。そういったことを考えますと甲佐町としてもこの清正公山については多くの方達が、陣ノ内城跡も含めてですよ。多くの方達がこういった史跡については思いがたくさん持っておられると思います。その方たちの思いがふるさと応援寄付金にもつながっているんじゃないかと思しますので、そういった寄付金やクラウドファンディング等の何かの支援をいただきながら広い視点で取り組んでいただければなという思いがありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ただいまの件につきまして鳴瀬議員の方からも財源としてふるさと納税とまたはクラウドファンディングとか活用してはどうかというようなご提案をいただきました。その辺りも含めて先ほど社会教育課長の答弁でもありましたように色々関

係団体とかそういったところと協議を行いながら町としてできる支援というものを今後考えていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） そこは是非お願いしたいと思います。ありがとうございます。

では続きまして質問の要旨の4番に移らせていただきます。4番につきましては水害を想定した高所避難場所としての利用の考えはということでございます。陣ノ内城跡や清正公山公園も高所にあることから水害等の避難場所として活用できるのではないかという思いがございますけれども、この件について町の考えはどうでしょうかということでお伺いするものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（宮本修治君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君） それではお答えいたします。まず甲佐町におけます高所避難場所の現状について申し上げます。一級河川の緑川が縦断する本町は洪水による災害の発生リスクが非常に高いことから、高所への緊急避難場所を拡充するため令和4年に美里町と県立甲佐高等学校等において避難所の利用にかかる覚書を結び、新たに美里町立中央小学校の体育館と県立甲佐高等学校校舎の2階3階部分を洪水を想定した指定緊急避難場所として付け加えたところであります。これによりましてこれまで近くに適当な高所避難場所がなかった甲佐地区におきまして甲佐地区住民対象の避難場所を設置するに至りましたけれども、収容人数の面などまだまだ不十分であることから現在町では引き続き新たな高所避難場所の設置に努めているところであり、将来陣ノ内城跡や清正公山が整備されれば同所を高所避難場所として利用していきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 私の方からも答弁させていただきたいと思います。陣ノ内城跡や清正公山も高所にあることから水害を想定した高所避難場所として利用する考えはあるのかというご質問でございますけれども、近年の気候変動に伴い激甚化、頻発化する大水害への対応が現在急務となっているところでございます。万が一緑川の堤防が決壊すれば甲佐町の市街地はもちろん平地部でも3mから5m、高いところでは10m浸水することが想定されております。今後大規模水害等がいつ発生してもおかしくない状況にあることから大規模水害から町民の命を守るためには広域避難や高台避難への早急な対応が必要であると現在考えているところでございます。そのような中で議員もおっしゃられるとおり、町といたしましても高台の避難場所として陣ノ内城跡地などの活用について現在検討を進めているところでございます。今後陣ノ内城跡につきましては整備基本計画も策定することといたしておりますし、例えば陣ノ内城跡へのアクセス道路につきましては高台避難道路として整備を行うことや陣ノ内城跡地につきましては水害発生時には高台避難場所としても活用できる防災機能を備えた公園として整備を行っていくことなども視野に入れながら現在国土交通省のご支援、ご協力をいただきながら検討を進めているところでございます。このように陣ノ内城跡地の利活用につきましては単なる文化の振興のみならず、防災や観光といった様々な政策を連携させながら施設整備に努めてまいりたいと考えているところでござ

ございますし、合わせて清正公山の利活用につきましても検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 町長のおっしゃる通りだと私も思います。毎年毎年異常気象、異常気象と言われながら何らかの災害が発生しているような状況であります。特に甲斐町長がおっしゃられます通り甲佐の市街地等も町の行政の役場も一緒なんですけれども低い位置にあるところについては緑川が氾濫した時のことも想定しておくということも喫緊の課題ではなかろうかと私も思っておりますので、ぜひそこは進めていっていただきたいと思えます。

それでは大きな質問の最後になっていきますけれども、3番目の免許返納等による買い物交通弱者対策ということで質問をさせていただきます。質問要旨の1番といたしまして免許返納等による買い物弱者対策について、まず移動販売事業の状況はどのようなになっているかということでお伺いいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 移動販売の状況につきましてお答えいたします。現在甲佐町におきます移動販売につきましては1事業者によりまして運営をされておりました年未年始を除きますと基本的に月曜日から土曜日まで行われております。また1日の利用者数につきましては約50名から60名程度ということで令和5年度に起きましたは年間利用者数が延べ1万4,216人、商品の総売り上げ高は約3,078万6,000円となっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今数字を聞いたら非常に多くの方が利用されているようなことで私も認識をいたしました。ただ利用されている中で利用される方達の声としてその移動販売についてどのようなご意見とか要望とかがもし出てきているのであれば、行政の方にも耳に入っているのであれば、お聞かせしたいなと思えますけれども。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 町への要望についてということでございますけれども、町の方に町民の方から要望というところは特にはございません。ただ実際こちらから移動販売で回られている方やその本部の方に要望がないかということで状況確認いたしましたところ、特にその苦情というようなところではなくて例えば新規でどこどこに来てほしい、あとは移動販売の車から流す音がちょっと小さくて聞こえないとか、そういったすぐ対応ができるような内容となっております。その他改善要望につきましては特に聞かれていないということで確認しております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） そのような調査もされたということでそういったことも含めて今後の事業の拡充について、やはりこれだけ多くの方たちが私は利用されているなという思いがあります。その中で苦情とかそういったのはなくて逆に新しく来ていただきたいと

というような要望がお聞きできましたので、じゃあ今後町としても業者さんとタイアップしながらもうちょっと拡充して行っていけたら私はいいなと思うんですけども、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 今後の拡充につきましてということで事業自体を大きくするとか事業者が増えるということにつきましては、現在の利用客の状況を見ると1事業所で行って特に問題はないと考えております。ただ基本的な利用客が80歳以上とお聞きしておりますので今後団塊の世代等が80代になられた場合につきましては、利用状況というのも変わっていくと考えますし、またいろんな今後も町民の方からの要望もあるかと思っておりますのでその時には適宜事業者と協議するなどして対応していきたいと考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） よく分かりました。ありがとうございました。

では続きましてこれが最後の質問になってまいります。質問要旨2番、免許返納等による交通弱者対策ということでございます。交通弱者対策といたしましては令和5年の12月議会定例会の中で甲佐町相乗りタクシー運行条例が制定されました。交通弱者対策につきましてはこれまでも多くの議員の皆様方から質問がなされてきておりますけれども、本条例の制定時における甲斐町長の答弁の中で地域公共交通の確保といった点、それから交通弱者対策といった点では今回新たに相乗りタクシー制度を導入しますが、これをゴールとして捉えるのではなく国の動きにも注視しながら町として取り組んでいきたいとの答弁もいただいております、ということ踏まえて現時点での国の動向についてはどうなっているのかということで執行部の方にお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） それでは国の動向ということですが、まずは相乗りタクシーの件につきまして本年6月の宮内・竜野地区への運行開始を目指して取り組んでまいりましたが、事業者間との調整が整わず導入を見送っている状況であることをご報告させていただきます。本町の交通弱者対策についてですけれども、本町では民間の路線バス撤退に伴い昭和47年から町営バスの運行を開始し路線の見直し等を行ってまいりました。現在では核家族化の進行、共働き世帯の増加など家族による送迎が難しい状況にあり、令和6年度中にはいわゆる団塊の世代と言われる方全てが75歳以上となり、ますます公共交通の需要が高まると考えております。国ではタクシー事業者も含め公共交通に従事する人手不足など公共交通を取り巻く状況の変化に対応し、本年4月にライドシェア、日本版ですけれどもこれについて一部都市で解禁されたほか、自治体が行う新たな公共交通に関する取り組みへの補助制度を設けるなど公共交通対策に取り組まれております。この補助制度ですけれども6月9日日曜日、熊日新聞にも掲載されておりましたが、補助金を手厚くする方向との報道もなされております。本町においても現在の町営バス路線のみならず公共交通のあり方について対策を講じる必要があると考え、現在熊本運輸支局の専門家

と交通弱者対策について協議を行っているところです。今後の公共交通のあり方については本町の地理的特性、人口特性、公共交通網の特性を的確にとらえ国の制度を活用し、交通弱者対策を進めていく考えでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今説明をいただきました。今事業として進行形の中で進んでいきよるということが私も理解をいたしたところでございます。そういうようなことも踏まえてこれはもう最後になりますけれども、私の資料として免許返納者の過去5年間の資料をいただいております。この中で5年間で166名の方が免許返納されたということでございます。1年間の平均で行きますと33名ですけれども、その中には免許運転免許センターに返納された方は含まれておられません、ということで御船署に免許返納された方の数字ということでございます。この数字が多いのか少ないのかというのは私は問題ではなくて、思うところは先ほど買い物弱者のところでも利用される方が80歳以上というお答えをいただきました。そして今回交通弱者につきましても本町の65歳以上の高齢化率はほぼ4割に迫ろうとする中であって、免許を返納される方も私は多くなってきているんじゃないかという思いがあります。そのようなことを踏まえて買い物交通弱者対策は私は甲佐町においても喫緊の課題であると認識をいたしております。このようなことを含めて改めて町長の今後の取り組みへの考えを再度お伺いして最後の質問とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ただいま鳴瀬議員からのご指摘でもありましたように公共交通のあり方、また交通弱者対策また免許証返納者への対策、そういったものは喫緊の課題だというふうに私も捉えております。先ほど企画課長の答弁でもありましたように町全体での公共交通のあり方について検討して対策を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） ありがとうございます。これをもちまして私の一般質問を終わりとさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで3番、鳴瀬美善議員の質問は終わりました。  
しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、井芹しま子議員の質問を許します。

9番、井芹しま子議員。

○9番（井芹しま子君） 9番、井芹です。よろしくお願いたします。まず農業振興についてお尋ねをいたします。地球温暖化によります異常気象や紛争、人口増加など世界的食料自給の不安定さが増す中で農業の現場では農業者の激減、高齢化、耕地面積の減少な

どなど食や農を巡る危機が高まっております。こうした情勢を背景に1999年に制定されました食料・農業・農村基本法が25年ぶりに見直され、先月29日に参議院で可決成立しております。改正基本法は今後の日本の農政の方向性を決めるもので、わが町の農政にも大きく関わるものでございます。そういった点でまずこの改定基本法において町はどのように取られておられるのかまずお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えいたします。先月5月29日に参議院本会議におきまして可決成立しました改正食料・農業・農村基本法は食料の持続的な安定供給、食料の安全保障や合理的な価格の形成など、また持続可能な農業への取り組み、有機農業への取り組み拡大、温室効果ガスや食品ロスの削減、生産性の高い農業への環境整備、土地の集積、スマート農業をはじめとした新技術や新品種の導入、農村・農業に関わる人を増やし農村や農業インフラを維持するなど4つの方向性が示されております。町としましても国や県からの説明を受けておりませんし、施行規則等不透明のため答弁は控えさせていただきたいと思っておりますけれども、施策の内容が分かり次第、町としましても法改正に沿って取り組んでまいりたいと思っております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今回の法改正につきましては厳しい内外情勢の中でどう国民の食料を確保していくのか、食料安全保障確保を理念の1つに追加をいたしました。一方、食料自給率はいろいろな指標の1つに格下げされたことが各方面から問題や課題として厳しく指摘されているところでございます。現在、食料自給率は38%、6割以上の国民の命の食料が外国頼みになっております。また2023年の基幹的農業従事者は全国で116万3,500人、農水省は25年には30万人になると想定をしております。これで国民の食料安全保障の確保につながるのでしょうか。まずは食料自給率を上げることを農政の柱にすべきだと考えます。これまで農家が減少する背景には農業で生活ができない農家が多いということではないでしょうか。また改正基本法は農産物の適正な価格形成についても盛り込んでおります。農家に取らしたの適正価格と消費者の適正価格のギャップにどう国が関わるのか、これまでのように市場任せでは農家の現象を食い止めることはできません。農家への所得保障や価格保障で農産物が再生産できる営農継続発展のためにも国は抜本的な農業予算を増やすべきだと考えます。農家の減少は甲佐町も例外ではなく減少し続けております。甲佐町の基幹的産業であります農業の振興は地域の食を守るだけではなくて地域産業や環境保全など多面的な機能の保持の役割を担う農家を減らさないという取り組みが大変重要なことだと考えております。しかし答弁にもありましたように改定基本法は農業人口が減少することを前提に生産性を高める環境整備のために土地の集積やスマート農業などの支援を強化しようとしています。支援も担い手や法人などに集中しております。どう農家を減らさず下支えしていくのかという視点は見当たりません。国の法改正に従って取り組まざるを得ないと思っておりますけれども、甲佐町の現在の農業の現状、またその課題、今後の施策についてどうお考えかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。まず甲佐町の農業の現状についてお答えします。甲佐町の農業は米・麦・大豆の土地利用型農業が中心となっておりますが、柿・ニラ・スイートコーン等の施設園芸や畜産及び中山間地域での果樹の生産など幅広い形態の農業経営となっております。しかしながら近年ではどの農家におきましても高齢化や後継者不足によります農地の遊休化が懸念されております。本町に起きましても農地の貸し手や借り手を登録しまして農地中間管理機構を通じまして農業委員会の定例会において審議しております。またその中で町、農業委員会、農業委員最適化推進委員により随時耕作者や所有者等からの相談・受付・情報交換等も行っております。また各部会ですね。認定農業者等の各部会におきましても高齢化が進み後継者が不足している状況ですがコロナ禍を終えまして昨年は全体会として経営セミナー等を行ったところになります。また今後につきましては農地を維持管理していくための中山間多面的の日本型直接農業支払い制度や水田の有効活用を図るための経営安定対策交付金などの国の施策を有効に活用しながら支援を行っていききたいと思っております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 高齢化や後継者不足によります農地の遊休化が懸念されているということですがけれども、その前にどう農家を減らさない、増やす取り組み、増やしていくかということが大事だという風に思いますけれども、これは国の政策がその方向に向かないと厳しいものもありますけれども、町としても担い手、法人などへの支援はもちろん大事ではございますけれども、農業をやろうとする中小農家への支援も検討すべきだというふうに思います。この点については私もかねてからこの問題については取り上げておりますけれども、町の農政の方向にも関わる問題でもございますけれども、この点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 兼業農家を含めた小規模農家全般の支援をすべきというご質問だという風に思います。農業者の方々にお話を聞く中で皆さん言われますのが高齢化や後継者不足により5年後10年後には農業をする者がいなくなり農地が荒れ放題となるという悩みでございました。その解消に向けて地域の農地を管理、耕作していく担い手を地域で作っていくと現在7つの農事組合法人が設立されているところです。法人がない地域では集落営農組織や生産組合、組織がない地域では今後規模拡大していくと町から認定を受けた認定農業者の方を担い手と位置づけて集中的に支援をすることで対策を進めているところでございます。小規模農家全般への支援ということでございますが、小規模農家の方々も法人等の組織に多々加入されておられますし、農業の効率性や経営リスクを抑制する観点からも組織加入の推進を図っていききたいという風に考えております。それからこれは1つの例でございますけれども、以前議会でも私答弁させていただきましたが、隣に甲佐町直売所ろくじ館という施設がございます。このろくじ館の会員さんの中には高齢者の方や小規模農家の方々が多くおられます。甲佐町直売所ろくじ館がさらに活性化するよう

に支援を行うことでひいては町内の高齢者や小規模農家の方々への支援にもつながるものというふうにも考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 担い手と言いましても担い手もなかなか少ない状況で、また法人としましても色々聞きますと法人も非常に高齢化をして働き手がないという様々な問題も抱えておられます。そういった点でろくじ館の問題を取り上げていただきましたけれども、そういったことも含めまして、どういう風に農家を減らさない取り組みと言いますか、法人に集約していくとかそういったことではなくて、本当にいろんな就農体系がある中小の農家も視野に入れながら、本当に甲佐町の農業をどう発展させていくかという点では今後検討をしていただきたいというふうに考えております。今お話、答弁がありましたように農家の高齢化の進行はこのまま行きますと町の農家は何個残るのかというような深刻な問題でもあります。新規就農者の拡大は大きな課題となっております。農水省の調査では令和4年の新規就農者は4万5,840人で前年に比べましても12.3%減少しております。甲佐町でも同じような傾向ではないかという風に思いますけれども、全国農業会議所が新規就農者の困っていることなどアンケート調査をいたしました。一番多かったのは所得が少ないが52.1%、2番目が技術の未熟さ34.7%、3番目に設備投資資金の不足32.9%、次に働き手が少ない、運転資金不足、農地が集まらない、販売が思うようにいかないなど多くの悩みを抱えておられます。現在の新規就農者のわが町の現状と課題、今取り組んでいる点などについてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 新規就農者の現状と課題についてお答えします。まず新規就農者の就農状況になりますけれども、令和元年から令和5年度までの5年間で町に申請があり、新規就農の認定を行った農業者は9名になります。また就農の相談についても毎年数件いただいている状況です。問題としましては主に農業用機械や農業用施設の導入費用が高額であることが挙げられます。対策といたしまして農業用機械や農業用施設の導入には国・県の補助の情報提供を行ったり令和4年度からは新規就農者向けに町独自の補助としまして新規就農者支援事業を創設しまして負担軽減に取り組んでおります。また課題としましては新規就農者が営農も継続できるような支援体制の充実にあると思います。新規就農者は経験が浅く技術も未熟なところがあるため、病虫害対策に手が行き届かず収穫量などが安定しないと言った理由で離農に至るケースもあります。そのようなことから町としましても年2回新規就農者面談を行い、就農状況の確認や悩みなどの聞き取りを行っております。メンバーといたしましては上益城地域振興局農業普及指導課、JA上益城農業委員会、農政課となっております。今後も農家に寄り添った対応に取り組むとともに内容の充実に取り組んでいきたいと思っております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 新規就農者につきましては資料をいただきましたけれども、5年間で9名の方が就農されたということですがけれども、やはり悩みといたしましては答弁

にありましたように、また先ほどのアンケート結果も踏まえますと同じような悩みを持っておられ、この点につきましては町独自の支援も答弁でありましたように強化されておるようでございます。新規就農者にとりましては大変大きな力になると思います。今後も営農を継続して何よりも継続をしていただくためには引き続き支援の充実を求めたいという風に思います。今後新規就農者の拡大という点がやはり非常に重要になってくると思うんですけれども、町内外の人材の確保の検討は重要なことだという風に思います。半農半X、定年帰農、兼業農家、有機栽培を目指す多様な就農形態も資金や技術、農地など支援の対象にすべきだという風に考えます。また就農を希望する方は独身とは限りません。子育て支援の充実は町外からの人材確保には重要なことだという風に思います。またインターシップの取り込み、住み家の確保など本格的な移住政策を広げる取り組みもさらに検討すべきだというふうに思いますけれども、この点についてはどうお考えかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。農業者の高齢化が進み後継者がいないということは多くの農業者がおっしゃっております。その中で甲佐町の農地を守るためということで担い手の確保や育成が重要であると考えておりますので力を入れていきたいと考えております。特に新規農業者への対策が必要だと思いますので支援策を検討するための土台作りとしまして多くの担い手の方々の意見を聞きまして、集約する仕組みづくりを構築したいと考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） この点についてはやはり本当に農業問題は多岐にわたりますので今後議論をご質問を通してさせていただきたいというふうに考えております。

次に環境保全型農業についてお尋ねをいたします。農水省のホームページを見ますと環境保全型農業とは農業のもつ物質環境機能を生かし、生産性と調和などに留意しつつ、土作りなどを通して化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業と提供しております。そして今回の改定基本法には新たに基本理念として環境負荷の低減の促進を位置づけ環境保全型農業の確立を目指すとしております。2021年のみどりの食料システム戦略では2050年度までに化学肥料の50%を削減や輸入原料や化石燃料を原料とした化学費用の30%低減とともに有機農業の取り組み面積を100万ヘクタールへと大幅に増やす目標を掲げております。今有機農業は広がりつつありますけれども、わが町でも人やそれから生態系、環境に配慮した有機農業への支援についても検討を進めていくべきだというふうに思いますけれども、町としてこの問題をどう認識をしておられるのか、また甲佐町での取り組みはどうなっているのか、支援についてもどのようなことが行われているのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。環境保全型農業直接支払い交付金という形でお答えいたします。対象者として農業者、農業者グループ、化学肥料および農薬を5割低減することと合わせまして、カバークロップの作付け、これは緑肥等ですね。と

リビングマルチまたは草生栽培の実施、麦類や牧草類の作付け、冬期湛水管理、2ヶ月以上の湛水確保ですね。それと有機農業の取り組みで化学費用、農薬を使用しない取り組み、遺伝子組換え技術を利用しないなどが条件としてあります。令和5年度は7農業者、営農組織が2団体、法人が4団体、その他任意組織としまして1団体が取り組んでおられます。カバークロープに948アール、事業費としまして56万8,800円、単価は10アール当たり6,000円です。有機農業に1,456アール、事業費が174万7,200円です。単価としましては10アールあたり1万2,000円、草生栽培に42アール、事業費としまして2万2,680円、単価は10アール当たり5,400円の合計233万8,680円の支出及び取り組みとなっております。これは国が50%、県と町が25%補助している状況になります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今甲佐町での取り組み状況をお伺いいたしましたけれども、この国の基本改定に沿って今後町は具体的には最初答弁されたように国の方針がおりてきてからと具体的な方針がおりてきてからということでしたけれども、この点については町の方向性としてはこの有機農業ですね。どのように考えておられるのか、促進をしていきたいとかですね、拡大をしていきたいとか色々あるというふうに思うんですけれども、この点についてはどうお考えになるのかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ただいまの質問の件でございますけれども、農薬の使用などによる環境負荷の権限に配慮した持続的な農業の推進ということで国の方も定義をされておられますし、町の方といたしましてもそういった環境負荷の軽減につながるような農業ということでしっかりと推進をしていきたいというふうに思っております。国・県の補助等がございますけれども、それに該当しないような部分で町の方としての支援できる部分があれば今後そういった支援策についても検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 是非ともそのような方向で進めていただきたいという風に思います。

次に学校給食での特別栽培米の使用についてお伺いをいたします。その前に一言、日本は韓国や中国とともに農薬大国であり、諸外国を見ますと農薬使用量はフランスやドイツ、スペインは日本の3分の1しか使っていません。イギリスは日本の4分の1、アメリカは5分の1という状況で日本と比べますと非常に少なくなっております。日本農産物の安心性につきましては懸念する状況もあります。地元の多くの農家では健康に配慮した使用となっているという風に思いますけれども、将来ある子供たちの健康を考えますと子供たちの給食につきましては農薬の使用に配慮をした食材を広げるべきだと強く思います。学校給食の食材の安全性については基準などあるのか、またその確認はどのように行われているのかをお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それでは学校給食における食材のご質問ですが、まず学校給食ということではなく農薬に関しては国が農薬を使用するものが遵守すべき基準を定める省令というところで農薬の使用量、それと農薬の種類など細かに指定をされております。その基準内でなければ農作物を販売することができないという風になっております。それに基づいて学校の方も納入しているような状況です。学校給食だからと言って特段基準があるというものはございません。以上となります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今のところそういった確認は必要ないと、必要ないというわけではないですがそういったことは今はされていないということですが。昨年でしたか新聞記事に140の自治体が有機農業の米や野菜を学校給食に使用し、この取り組みが広がっているという風に報道されておりました。お隣韓国では小中高で有機栽培無農薬給食を全面実施しているそうでございます。日本でもこのような取り組みが広がるべきだという風に考えます。しかし有機栽培の野菜の学校給食使用にはまだまだ生産の広がりという点でも価格や規格など課題も多くありますが、是非今後検討を進めていただきたいというふうに思います。せめて一品や二品でもそれから月何回かでも実施しながら増やしていく取り組みが必要だという風に思います。パンの小麦につきましては以前質問をさせていただきました国産の小麦で使用できないのかという質問をさせていただきましたけれども、その後学校給食会の方で小麦につきましては100%国産になっております。米につきましても有機栽培米や特別栽培米など野菜よりは学校給食に取り入れる自治体が広がっているようですけれども、甲佐町の学校給食の米については特別栽培米や有機栽培米へと広げられないのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それでは特別栽培米についてのご質問についてお答えいたします。まず特別栽培米とは国が定めます特別栽培農産物表示ガイドラインにそって栽培された水稲のことで、基準として節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料のチッソ成分量が50%以下などがございます。本町の学校給食で使用している水稲は熊本県学校給食会から納入しておりますけれども、学校給食会はJAの方から供給を受けております。品種については現在森のくまさんを使用しております。JA出荷分の森のくまさんは以前から基準を満たす特別栽培農作物として表示されておりますことから、現在の学校給食で使用しております水稲は全て特別栽培米となっております。今後につきましても水稲の品種は変わるかもしれませんが、特別栽培米の使用を継続していきたいという風に考えております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 答弁いただきました米については特別栽培米が使用されているとのこと。今後も学校給食の食材選定には子供たちの健康第一に安全性の確保に注力をしていただきますよう求めて次に移りたいと思います。

次に子供の健やかな成長に向けて子供の近視問題についてお尋ねをいたします。近年

子供の視力低下が進み世界的にも深刻な問題になっています。少し前でしたがテレビでこの問題が特集されておりました。中国は国家的な課題として近視対策を強力に進めています。学校では子供たちの机には距離を置くためのバーがセットされておりました。世界保健機関は2050年には世界の人口の半数が近視になると警鐘を鳴らしております。また文科省は2022年学校保健統計調査を公表しております。それによりますと裸眼視力1.0未満の割合は小学生で37.88%、中学生で61.23%、高校生で71.56%といずれも過去最多になっております。その背景にはスマートフォンやゲーム機などのデジタル機器の普及や学校でもGIGAスクール構想によるタブレット使用などデジタル機器に触れる時間も長くなっており子供たちの視力低下や眼精疲労など健康面での影響が懸念されております。近年は近視は発症年齢が低いほど進行しやすいとされ、失明原因第1位の緑内障の要因ともされております。強度近視になりやすいと言われております。町においては現在児童生徒の視力の状況について把握されているのかお伺いをいたします。合わせて乳幼児の早期発見が非常に重要という風に言われておりますけれども、保育園などについての検査についてどのように実践されているのかお伺いをいたします。また近視を予防する対策についてはどう取られているのかお伺いをいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） まずは学校の方からの状況、それと対応策をお話ししたいと思っております。まず学校の方では毎年6月に町が委託しております眼科医による目の検診が行われております。その検査結果については保護者の方へ通知等しておりますけれども、その結果で申しますとまずは視力が1.0未満の児童生徒人数と割合で申し上げますと、まず小学校全体で児童数530人に対しまして138人、率で言いますと26%、中学校294人に対しまして97人の33%が1.0未満の近視ということになっております。それに対する現在行っております対応ということでございますけれども、まずは集中的な取り組みとしまして毎月ゼロのつく日に家庭でタブレット等を使用しないチェンジチャレンジSNSとそういう取り組みを保護者の方々と協力し行っているところでございます。10月の目の愛護デーでは目の体操、それとビジョントレーニングを行い、それとメディアとの付き合い方を考えさせる取り組みというのを行っております。日頃からの指導としましては目の健康に関しての啓発、それと外遊びの推奨、それと姿勢の指導等を行っております。近年子供の視力低下が進んでおりますことから子供達に近視になったらどういうところが大変になるんだよとか、そういうわかりやすい学習の機会を増やして学校と家庭、双方でさらなる連携を図りながら対策を進めてまいりたいと考えております。学校の方からは以上となります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 町としてはしっかりとその対応にあてられていると答弁がございました。今後とも充実をさせていただくようお願いをしたいと思います。対策には学校と家庭の連携が必要だという風に思いますけれども、特に学齢期の近視は進行しやすく1日の大半を過ごす学校の中でGIGAスクール構想など教育環境も変わっております。学校教育現場での対応、教育は重要だという風に思います。そういった認識に立っての町の

方の対応となっているというふうに思いますけれども、今後とも十分な対応に充てられますことを求めたいという風に思います。また子供の近視眼鏡の使用についてですけれども、補助制度を作る必要があるという風に考えますけれども、この点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） 子供の近視メガネの作成にかかる補助ではないかというふうに思いますけれども、現在補助制度としましては弱視、それと斜視それと白内障手術後の屈曲矯正、これにつきまして医師の診断書があれば保険の対象になるということで補助がございます。自己負担分につきましてもそれに対しましては全て子供医療費の方で助成がありますので自己負担がないというような状況となっておりますけれども、単に近視とか乱視とかの場合につきましては現在のところ補助はないような状況です。私が色々調べましたところ全国的にも探すことができませんでしたので、町の方も今のところ近視に関します単独の補助というのは今はまだ考えていないような状況となっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 近視眼鏡の補助につきましては、これほど近視の子供たちも多くなっておりますし、メガネをかける子供たちも斜視とかそれから弱視の子供さんに対しては国の補助もありますけれども、そういった点でもメガネも高額になりますし、今後各自治体とも広がってくるのではないかという風に予想しておりますけれども、そういった点では今後検討課題の1つに取り上げていただければと思っております。

次に児童公園設置に向けてお尋ねをいたします。この問題を一般質問でかねてから取り上げているわけですが、町長は子育て世帯を中心に要望が高いことは承知をしている構想策定を急ぎたいと答弁をされておりました。近隣の遊具を備えた公園は土日ともなると大変賑わっております。そういった点では甲佐町への設置を急いで欲しいという風に考えて質問をさせていただこうと思っておりました。そしてまた目の健康問題も取り上げましたけれども、これを取り上げるに当たっても外遊びが大変この近視の予防効果として有効とされておりますし、そういった点でも子供たちが気軽に遊べる場所を作るのは大変重要なことではなかろうかという風に思いました。この公園整備につきましては町長からそれから担当課からも先ほどの鳴瀬議員の質問に答弁をいただきました。そういった点では子育て世代の願いに答えたものになって大きく前進したことは非常に喜ばしいことだという風に思いますし、子育て世代の充実、環境の充実につながるものだという風に考えます。また1点地域住民の意見という答弁がありましたけれども、子育て世帯のニーズを大事にしたものとなるように求めてこの点の質問は終わりにさせていただきたいと思っております。

次に小中学校への生理用品の設置について検討、試験的にするかもしれないという教育長等の答弁がございました。その後の進捗についてお尋ねをいたしたいと思っております。この問題に関しましては他町に広がる中で予算も少なく、しかし子供たちにとりましては生理用品の設置は物価高騰で生活が厳しい子育て世帯が増えており、子供たちの精神的な

安定と子育て支援の一助になるものと考えております。また生理は児童生徒にとりましても精神的負担も大きく、しかも毎月です。設置は不足の対応など学業に専念できる環境づくりの一環としての効果は大きいという風に考えております。ぜひ1日でも早くこの実施を求めたいというふうに思いますけれども、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それではまず私の方から現在の状況についてお答えいたします。本町では保健室に配備しております。中学校では保健室のトイレに常備しております。使用については平均月2、3人程度でございます。内容は持ってくるのを忘れましてとか急に始まったからなどというもので継続的に毎月毎月貰いに来られるというケースは今のところはございませんでした。以上です。

○議長（宮本修治君） 田上教育長。

○教育長（田上浩輝君） それでは私の方から検討状況についてお答えいたします。昨年の12月の定例会後に起きまして学校の養護教諭、そして事務局で検討を重ねております。前回答弁しました通り保健室で養護教諭が生理用品を渡す際に悩みや不安を聞き取りながらしっかりと子供に寄り添い良き理解者として対応することが一番重要というようなところで考えております。その考えには変わりはありませんけれども、議員がおっしゃられました保健室の配備とトイレでの配置、この2本で行くべきという考えも理解ができますところから検討を重ねました結果、まずは本年2学期から試験的にトイレへの配備をやっていきたいと思っております。郡内でも試験配備をしているところもございますので、まずは試験配備を行ってみてその状況を分析し、その結果に基づきまして継続的に配備するかどうかを判断していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 保健室に子供さんの状況もいろいろありますけれども、生理というのは毎月1回ですのでいちいち保健室に窓口に行くというのは非常にハードルが高いわけですね。そういった点でトイレにも設置をという風に思って質問をさせていただいております。試験的に設置するという事で前進したことは子供たちにとりましても大変喜ばしいことだという風に思います。しかし1点、生理用品の使用につきましてはあまり厳しい注文をつけて実施をされることなく状況を見ながら実施の方向性を検討していただきたいということをお願いをして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） これで9番、井芹しま子議員の質問は終わりました。

先ほどの鳴瀬議員の一般質問に対し社会教育課長より答弁内容の訂正の申し出がっておりますので、これを許します。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 先ほど鳴瀬議員の一般質問の中で陣ノ内城跡の指定範囲の中で構造物掘削はできないのかという質問に関しまして、こちらの方で構造物等は建てられないと答弁いたしました。その件について一部訂正させていただきたいと思っております。構造物は建てられないと申しましたが、現段階では掘削や上物は建てられませんが、今後

整備基本計画を策定する中で史跡の保護を前提に史跡に影響のない範囲でトイレや東屋などの設置については計画をし、国に承認を得ることで構造物の設置は可能であるということを確認しました。今後は整備基本計画を策定する中で、十分に構造物の建造に関しても十分に検討して進めていきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時32分

再開 午前11時32分

---

○議長（宮本修治君） 昼食の為、しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時33分

再開 午後1時00分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に5番、佐野安春議員の質問を許します。

5番、佐野安春議員。

○5番（佐野安春君） 5番日本共産党の佐野でございます。

一般質問通告書に従い、質問を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

質問事項は安心・安全・快適に暮らせる町をどう構築するかであります。質問の要旨では2番目としてあげておりますが、1番目に4月24日発表されました民間組織人口戦略会議の消滅可能性自治体分析をどう捉えておられるのかお尋ねします。これは全国的な分析ですが特に熊本県及び甲佐町に関しての受け止めをお願いします。また甲佐町においては若年女性の減少率の改善が見られると思っておりますが、その要因についても答弁をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） それでは現時点で公表されております資料により人口戦略会議の分析について答弁させていただきます。前回2014年、平成26年の分析は日本創成会議によるもので20歳から39歳の女性、以降若年女性と呼ばせていただきますが、その人口が将来の人口に影響するものと考えのもと2014年の国勢調査をもとに国立社会保障人口問題研究所、以降社人研と言わせていただきます。社人研の日本地域別将来推計人口における若年女性人口のデータに日本創生会議独自の人口移動の過程を加え若年女性人口が2010年から2040年までの30年間で50%以上のスピードで急減する地域では75年後には2割、100年後には1割程度にまで減っていくこととなり、最終的には消滅する可能性が高いと定義づけられております。今回の人口戦略会議の分析では独自の過程を加えず社人研の2020年の国勢調査をもとにした日本の地域別将来推計人口における若年女性人口のデータ、以降推計人口と呼ばせていただきますが推計人口で分析されております。また今回は社人研の日

本の地域別将来推計人口で公表されている封鎖人口、封鎖人口と申しますのは各自治体において人口移動がなく出生と死亡だけの要因で人口が変化すると仮定した推計でございます。この推計の結果を活用して封鎖人口における若年女性人口の推計も行われております。推計人口、封鎖人口ともに若年女性人口の減少率が20%未満の自治体は100年後も若年女性が5割近く生存し存在し持続可能性が高いと考えられ、持続可能性自治体、推計人口における若年女性人口の減少率が50%未満ではあるが、封鎖人口における減少率が50%以上の自治体は人口の増加分を他地域からの人口流入に依存しており、しかも当該地域の出生率が非常に低いブラックホール自治体、推計人口における減少率が50%以上の自治体を消滅可能性自治体、この3つの分類にあたらない自治体をその他の自治体とさせていただきます。

それでは熊本県及び甲佐町に関しての受け止めということですが、本町について、また改善要因について答弁させていただきます。人口戦略会議の分析によると本町は推計人口における若年女性の減少率が前回の50.8%から21ポイント改善し29.8%、封鎖人口による若年女性の減少率が4.6%となっており自立持続可能性自治体、ブラックホール型自治体、消滅可能性自治体の分類にあたらないその他の自治体となっております。しかし今回の人口戦略会議の分析では独自の過程を加えず2020年の国勢調査をもとにした社人研の日本地域別将来推計人口で分析されており、人口戦略会議の今回の分析について社人研の2010年の国勢調査をもとにした日本地域別将来推計人口で比較しますと、若年女性の減少率は39.8%から29.8%と10ポイント改善となっております。改善の要因といたしましては2010年の国勢調査をもとにした社人研の日本地域別推計人口は本町において転入超過が続いた時期については一部推計に反映されておられません。本町の転入超過が続いた時期は2009年から2012年にかけて町の指定団地への子育て世帯の転入があり、この時期の本町の社会増減は326人の転入超過という状況でありました。指定団地には2012年10月当時で今回の人口戦略会議の分析の基準となる2020年から2050年までに20歳から39歳となる31歳以下の人口が男女合計ではありますが310人、またその他の団地にも子育て世帯の転入があり2020年の国勢調査に反映されたことにより減少率改善につながったと考えております。これは封鎖人口における若年女性減少率に顕著に表れ23.5%から4.6%に18.9ポイント改善されております。ただ若年女性の減少率は2050年までに29.8%、また死亡者数が出生者数を上回る自然減も増加傾向にあり少子化基調は改善が見られず今回の人口戦略会議の分析結果について決して楽観視できない状況にあると考えております。今後も移住定住施策、子育て支援施策が重要であると考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 詳しい分析をありがとうございました。全国町村会のホームページにおいて吉田会長のこの件に関するコメントが掲載されておりましたので一部要約して紹介したいと思います。現在全国の自治体は人口減少への対応や独自の地域づくりに懸命に取り組んでいる。一面的な指標20歳から39歳の女性人口の半減を持って線引きし消滅可能性があるとしてリストを公表することはこれまでの地域の努力や取り組みに水をさすもの。この事態の大きな要因は東京圏への一極集中と少子化でありリストの公表によって一部の

地方の問題であるかのように矮小化されてはならない。国全体として抜本的な対策を講じていく必要がある。自治体に取り組むべきことは人口減少が進む中でも地域で安心して暮らすことのできる持続可能な社会を実現することである。国は先頭になって自治体の取り組みに対し、今後一層強力に支援すべきであると述べられております。同感するところがあります。人口戦略会議の分析では18市町村が熊本県内で消滅可能性自治体ととらわれています。甲佐町は先ほども説明がありましたが今回は含まれておりません。消滅の根拠についても今説明がありましたが減少率が20%未満、100年後も若年女性が半分近く残る自立可能性自治体は県内で7自治体となっております。郡内では御船、益城、嘉島の3町となっております。上益城郡内3町、御船町、嘉島町は甲佐町の隣接自治体です。隣町的美里町は消滅可能性自治体、その間にある甲佐町はその政策移管などによってどちらになるかが問われるところになるという風に思います。可能性はどちらともあると考えられます。定住向け子育て支援策のさらなる充実が必要とされるかという風に思います。5月27日熊本新聞には熊大教授のコメントがあります。今いる住民の幸せを大切にする政策を重視すべきだ。少子高齢化が進んでも楽しく生活できるようにするにはどうすれば良いか考えることに意味があると述べられております。

続いてであります質問要旨の第2は第7次町総合計画が3年目を迎えて安心・安全・快適なまちづくりの進捗状況はどうであるのかであります。まずは町は安心・安全で快適に暮らせる町になっているかであります。町総合計画前期基本計画は令和7年度の目標値が掲げてありますが、自己評価としての今の時点でどう分析をされていますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） それでは自己評価ということですが第7次総合計画は令和3年度から令和12年度までの計画期間で現在は令和7年度までの前期基本計画中にあります。現段階での評価ではなく進捗状況について答弁させていただきたいと思っております。第7次総合計画における将来像、自然と共生し安全・安心・快適に暮らせる町においては都市基盤の整備、生活環境の整備、健康福祉の向上の3つの政策分野で構成されており、進捗状況については令和5年度末時点での項目数で答弁させていただきます。まず都市基盤の整備では10項目中全てが実施中となっております。次に生活環境の整備では49項目中実施中が48項目、健康福祉の向上では48項目中実施中が47項目となっており、全体で107項目中実施中が105項目の98.1%という状況となっております。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 質問を進めさせていただきます。質問の要旨の3番目として安心・安全・快適なまちづくりの具体化プラス子育ての支援策の充実が必要であると考えますがいかがでしょうかということですが、第一に緑川水系河川整備についてであります。今の時点での評価であります安全・安心・快適な町であるかということでは緑川整備計画はまだ計画の途上でもありますし、まだまだ整っていないという風に考えます。緑川河川整備計画は国交省九州整備局が計画を立てられ、平成25年からおおむね30年ということ

で計画を立てられて現在計画からおよそ3分の1が経過し計画期間はあと9年ほどであるという風に思います。整備計画には甲佐町に関係する場所では堤防の整備で未整備区間船津糸田津志田というのが挙げてあります。それと仁田子地区の対岸の美里町が未整備でありここも整備区画にありませんが甲佐町にも関係する場所であるという風に考えます。また定期的な掘削、河道掘削は寒野地区があげてあります。河川内の雑木の伐採も寒野地区があげてあります。雑木の伐採についてはこの数年の間に実行されていることは分かりますが、伐採の間隔が開きすぎていて生い茂る雑木は数年で元に戻ってしまっていて生い茂る雑木の範囲を拡大しているという風に思います。支流の整備では大町ポンプ排水場が設置されましたが、まだこれで十分ではないという風に思います。土砂の掘削、堤防整備、内水の管理が必要であると考えます。支流の土砂掘削は1、2年行われないと土砂がたまりすぎることによって越水を起こす可能性が高まってきます。緑川の整備は町の願いであり町民の強い願いでもあります。安心・安全・快適に暮らすまちづくりの根幹にあたる部分であると考えますが水害のない水害の恐れのないまちづくりへの考えをお聞かせください。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 水害のない水害の恐れのないまちづくりの考えはということですが、まず緑川水系の河川整備計画について現状をちょっとお話したいと思います。現状では今年度に緑川水系の河川整備計画の見直しが行われております。その内容と言いますのは近年の気候変動の影響を踏まえると目標流量を上回る洪水が発生する恐れがあるということから、緑川でもいつ大きな被害が発生してもおかしくないことから、ハード対策のみならずソフト対策や流域対策など流域全体で水害を軽減させる流域治水への転換などへの取り組みが必要であります。このようなことでさらなる安全度の向上に向けた緑川水系河川整備計画の変更が本年度見直しが行われます。公聴会等も開催される予定となっておりますのでぜひ参加をお願いしたいと思います。それと堤防整備とか河道掘削、雑木については整備計画の中に搭載されている箇所がありますが、今回の変更案では日和瀬橋上流の豊内地区の堤防ですとか、竜野川との合流点の処理などの追加が予定をされております。それと河道掘削、樹木の伐採などにつきましては整備計画に搭載されている場所以外にも町の方から熊本河川国土事務所の方に毎年要望を提出して、できる限り河道掘削、伐採を行ってやってもらっております。それと水害のないということでは水害リスクを完全になくすことは困難だと思いますけれども、浸水の常襲箇所には内水対策を行うことで水被害の軽減を図っているところでもあります。また昨年から国交省等伴走支援による甲佐町の水害リスクと水害にどう対応していくかの勉強会等を実施し、防災まちづくりの計画を国交省とともに進めているところでございます。このようなことに取り組むことで水害に強いまちづくりを目指していきたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 建設課長には追加でご質問しますが、先日も議会の方で現地を見てきたんですけれども総合運動公園の被災については町民の皆さんからも関心が高いところだと思いますが、今対策をされて私も現地を見てかなり変わったというか防げる体制を

作られているのかなと思うんですけども、そういう総合運動公園に対する水害被害の対策については今どういう風に考えていらっしゃるか。よろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 昨年運動公園が被災したわけでございますけれども、国の方をお願いをいたしまして小堤の嵩上げですとかやって、ある程度の洪水に対しては対応ができるかなという風に考えて、今後もあらゆる策を国の方と協力して対策を考えていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 次の質問に進めさせていただきます。次の質問は快適な避難所作りであります。町総合計画の住民アンケートにおいて災害時に自分や家族が安全に避難できるか心配というような回答が61.1%とありまして、かなりそこは町民が不安に感じているところではないかなと思いますが、総合的な防災対策を整備し災害に強く安全・安心に生活できる町を目指す必要がありますが、防災についての現状と課題がそこでは述べられております。しかし公助には限界があるから自助と共助が大切であります。私は公助の役割がもっとできるものがあるという風に考えます。自助・共助も必要な役割があるとは当然あると思いますが公助には限界があるから自助・共助ということでは結論が早すぎるという風に感じます。まだまだ公助の役割があるものという風に思います。台湾の避難所が日本に比べて優れているとの報道がされ話題になりました。冷房完備、簡易ベッドが備えられたプライバシーに配慮したテントがスピーディに設置され、女性専用や特別支援者専用の寝室も設置されたとあります。町が防災士の資格取得への支援を行ったり防災訓練を行うなどされていますが避難所に関しては、訓練は行われているのでしょうか。台湾並みの快適な避難所を作っていくには設備の改善や運営の訓練、必要な用具などの備蓄など様々な準備が必要だと思います。台湾並みの適切な避難所は実現不可能なことではないと思います。それを目指して是非取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（山下玄介君） それではお答えします。まず避難所に関する訓練を行っているのかという質問についてですが町では昨年11月の町の総合防災訓練において全職員を対象に町内防災士を交えた避難所訓練を行っております。避難所の運営訓練を行っております。当訓練では熊本大学の教授を招いて熊本地震における避難所運営の問題点、例えば個人のプライバシーやトイレ、食事など様々な問題について教授を受けた後、実際に避難所で起こり得る様々な出来事を疑似体験するゲームのような訓練、通称避難所運営ゲームHUGハグというのを行って、避難所運営にかかる町職員のスキルアップに努めたところでありまして。今後も町では今後も引き続きこうした職員を対象とした訓練を継続して行うほか、避難所運営が長期化した場合に備え、自主防災組織が主体的に運営できるよう防災士や消防団を交えた各地区単位での避難所運営訓練を計画していきたいと考えております。

続きまして快適な避難所を作るための設備の改善や必要な用具の備蓄は行っているの

かという質問についてですが、町ではこれまで多くの避難者を収容する学校に災害用の備蓄品を収納する倉庫等がありませんでしたので避難所開設時に即対応できるよう令和4年に甲佐中学校、乙女小学校、龍野小学校の敷地内に防災倉庫を設置いたしております。また令和3年にはコロナ感染症対策の補助金を活用いたしまして避難者が少しでも快適に避難所で生活できるよう必要な用具を整備しております。具体的には個人のプライバシーを保護するための防災避難用テント2人用70張りとか段ボール間仕切り、これは100セットを配備したほか、高齢者等に配慮して折りたたみ式ベッドや段ボールベッドも配備いたしております。またマットや毛布などの寝具も準備しておりますけれども、議員がおっしゃられます通り被災者がより快適に避難生活を送るにはまだまだ不十分だと思われまいますので今後も必要な用具の整備に努めてまいります。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 質問を進めさせていただきます。続いてですね、交通安全対策についてであります。交通安全は暮らしの安全・安心につながるものです。子供や高齢者に交通安全教室は実施されているのでしょうか。また道路標識や区画線の引き直し、令和4年3月議会一般質問において通学路の路面標識の改善はという質問を行っています。2年間以上経過していますが私の直感的に見える範囲では改善が著しく進んだということを感じないんですが改善の状況はどうか、具体的に改善されているところがあればご説明いただきたいと思ひます。お願いします。

○議長（宮本修治君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（山下玄介君） それでは子供や高齢者に対する交通安全教育の実施状況についてお答えします。現在町では交通弱者である子供や高齢者が交通事故の当事者とならないよう御船警察署や交通ボランティアの方々と連携して交通安全教育などを開き子供や高齢者に対する交通安全教育に努めております。その中で子供への交通安全教育は年に1回、町内全ての小学校で行われている交通安全教室において、生徒に対し道路の安全な渡り方や交通ルールにのっとりた自転車の乗り方などを実技形式で教養しており、本年度におきましても5月に行われた甲佐小学校と龍野小学校の交通安全教室にそれぞれ参加いたしております。また高齢者に対しては老人会等に出向き、そこで主に高齢者の方が希望される防災や電話でお金詐欺被害の防止に関する講和を行っておりますけれども、交通安全に関する教養につきましてはその中で若干触れる程度で思っておりますので、今後は交通安全をメインとした教養も取り入れていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 続いて4番目の結婚・出産・子育てへの一貫した支援策の充実であります。5月22日付けで熊日新聞には一面に出産自己負担なし検討との記事が目に入りました。国も子育て支援策については少子化対策として具体的な支援を検討している1つの表れであるという風に思ひました。さて甲佐町では結婚から子育てまでの支援策は充実しているのでしょうか。私はまだ手を尽くす必要がある面もあると思ひます。現在の町の支援策です。私の把握している範囲ですので漏らしているところもあるかもしれませんが、

その点をご了解いただきたいと思います。町の支援策として資料として甲佐町と郡内、また人口等似通っている県内の自治体をいくつか挙げて支援策を出されております。その中にも関連するところがありますが、まず結婚についての支援策についてはないと思います。出産については第3子から10万円の祝い金があります。子育てについては町から出していた資料の出産子育て応援交付金、出産5万円、子育て5万円ということですが、これはどこの自治体も共通するもので国の子ども子育て支援法がこの交付金の根拠であるという風に思います。町独自の支援ではないという風に思います。国の制度だけでなくプラス町からの支援が必要ではないかと考えます。県内の他自治体の支援策を見ますと様々な支援策が実行されております。結婚についての祝い金ですが、これは住宅リフォームとか子育てをした場合というようなことがあります。和水町では29歳以下の方は60万円を上限として交付されています。39歳以下で30万というのがあります。出生については第一子から祝い金があります。郡内山都町は第一子3万、第二子5万、第三子10万、第四子以降は20万となっております。和水町では第一子が20万、第二子が30万、第三子は50万、第四子が70万、第五子が100万という風になっております。子育てについて保育料の支援や小学校入学祝い金、中学校入学祝い金、高校入学祝い金という制度をとっているところもあります。和水町が小学校は5万円、中学校が10万円、高校が15万円となっております。氷川町は3歳未満に対して子育て応援券ということでオムツ・ミルク等の購入券が出されております。甲佐町と人口費で比較的近い町の和水町、氷川町を資料として出していますが、その他にも支援策が充実している自治体が県内、人口が比較的似通っている南関町、多良木町などがあります。結婚から子育てまでの支援策の充実がもっと必要とされているという風に思います。そのことがまた定住人口の増加にもつながると思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 佐野議員、今4番の結婚出産の質問になっておりますけれども、先ほどの3番の交通安全対策のくらし安全推進室長の答弁の後に建設課長が答弁、よろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） それでは失礼いたしました。先ほどの佐野議員の通学路の路面表示の改善はということで令和4年3月以降の区画線などの改善は進んでいるかということですが、昨年外側線が1路線の250m、注意喚起の路面表示が3箇所、指導停止線が6路線、15か所の実施を行っております。それとまた県道についても要望を行っているところでございます。改善については着実に進んでいるという認識でおります。また今年度令和6年度につきましてはカラー横断歩道の実施を2箇所、通学路を中心として危険箇所の解消等通学路合同点検による点検結果を踏まえて区画線の引き直しや横断歩道の見えにくい箇所の解消を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 佐野議員からのご質問の結婚・出産・子育てへの一貫した支援策の充実についてお答えします。町では平成27年度からの子ども子育て支援新制度の施

行に伴いまして甲佐町子ども夢プランを策定し子育てに関する各事業の取り組みを行っています。具体的な支援策につきましては妊娠・出産・子育てに関する不安の軽減のため妊婦健康診査や定期的な乳幼児健康診査など発達段階に応じたものに始まり、保育園による通常保育や延長保育などの保育サービスのほか、地域子育て支援センターでの親子交流や育児相談など仕事と子育ての両立支援があります。また子供の健全育成のため保護者が仕事で昼間家庭にいない児童に対しまして適切な遊びと生活の場を提供する放課後児童健全育成事業や自然体験事業、国際交流事業、児童館での子供ふれあいデーなどの活動があります。その他出産子育て応援ギフトとして現金5万円と子供商品券5万円分の支給、第三子以降の出生祝い金として10万円の支給、保育料のまち独自の軽減、子供医療費助成などの経済的支援があります。以上のような支援策は福祉課ほか複数の部署において取り組んでおりまして各課と連携を図りながら子育ての支援の充実を図っているところであります。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは私の方からも答弁させていただきます。ただいま福祉課長の答弁でもありました通り、現在子育てに関する各種支援がございますが私のマニフェストの中にも子育て支援の充実、拡充という項目を掲げているところでございます。そのような中で現在子育てプロジェクト会議を立ち上げて既存の子育て支援事業を再評価しながら新たな子育て支援事業の構築に向けて検討を行っているところでございます。議員もおっしゃられる通り結婚から妊娠期、出産子育て期などそれぞれのライフステージに即した切れ目のない支援というものを視野に入れながら現在検討を進めているところでございます。スケジュール的には令和7年度から新たな子育て支援策が導入できればということで現在プロジェクト会議で検討を進めているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今甲斐町長からご答弁がありましたプロジェクト会議を作って令和7年度から具体的な支援策を出していくということでありましたのでそういったことでは私としても大いに期待するところですので、是非具体策をしっかりと立てていただきたいという風に考えております。

それでは最後の質問になります。学校給食無償化についての質問であります。これまでも学校給食無償化に関する一般質問は何度か行っております。一番最新のものでは令和5年12月議会一般質問において学校給食無償化は決断の時ではということで甲斐町長に質問を行っています。質問内容を要約しますと学校給食無償化は時代の大きな流れとなっている。少子化対策の具体的な施策、町長は就任挨拶の中で町民の幸福感を高め町民に寄り添うと述べられ、課題は少子高齢化で若い世代の移住定住施策に力を入れると述べられています。無償化は決断の時ではということで町長のお考えを尋ねております。町長は答弁において次のように述べられております。少子化時代にあって子供は宝ということで捉えて社会全体で子供を育てていくという観点で考えると、学校給食に対する公的負担はありだと考える。無償化を実施する場合は継続的に実施していくことが必要であると考えてい

る。経費も年間約5,000万円程度かかっているので恒久的な財源を確保しなければならない。国の動向を注視することと恒久的財源の確保の検討を進めてまいりたいと考えていると述べられております。県内無償化の状況では無償化を行っている市町村が11、昨年10月時点ですね。一部助成が12市町村、昨年10月時点です同じく。合わせて23の自治体は何らかの無償化、完全無償化も含めて支援を行っております。これは県内全自治体の半数を超えるところまで来ております。12月から半年を経過しましたが改めて今の時点でのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それではまず私の方から県内の現在の最新の情報ということで答弁したいと思います。まず完全無償化している自治体が14自治体ということになっております。それと半額助成の自治体、これが4自治体、それと交付金等活用して一部助成をしている自治体が24自治体、ここに本町も含まれております。それと全く助成をしていない自治体が3自治体ということになっております。以上が最新の情報でございます。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それではお答えいたします。私の給食無償費に関する考え方ということで基本的には12月定例会で答弁した内容と変わりはありません。給食費の無償化を行う場合はやっぱり先ほども佐野議員も言われました通り単発的ではなくて継続的に実施している必要があると考えますし、そのためには継続して実施していくための恒久的な財源の確保というものがなくなってまいりますので、まずはその財源確保に努めていきたいと、合わせて国の交付金化あたりも話が出ておりますので、そういった情報にも注視していきたいという風に考えております。また合わせまして12月定例会でも答弁いたしました通り、私は学校給食費に対する公的負担は有りか無しかで答えると有りという風に考えておりますので、将来を担う子供たちのためにも十分に今後検討を進めていきたいという風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） お考えとしては給食無償化は有り得るということで理解していいと思いますが、財源の確保についてはやはり町長のご判断であるという風に思います。県内においても先ほど担当の学校教育課長の方で説明が詳しく正確にあったと思いますが、かなり県内の中でも各自治体で進んでいるという風に思います。やっぱり財源のことで考えれば財政的に余裕があるからではなくて、やはり学校給食無償化というのが必要性が高い必要性が高いということで、各自治体も知恵を絞って学校給食無償化を具体的に進められているというふうに思います。そういうことでは他の自治体の実現できることが甲佐町では実現できないはずはないという風に思います。隣町の美里町も補助の支援を行っておりますし、まだ実行されておられません嘉島町も今の町長が先の選挙で学校給食無償化を政策と掲げて当選されております。甲佐町においても早期に実行させられることを願っております。申し訳ないんですけれども1つだけ質問を飛ばしたところがありまして、最後

その質問を行いたいと思うんですけれどもよろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君） はい。

○5番（佐野安春君） 避難所の関係、学校体育館の関係で質問を行います。学校体育館への空調設備が児童生徒の熱中症対策や避難所の環境改善の観点から急務となっております。文科省の調査によれば2022年9月1日現在で学校体育館の空調設備設置状況は15.3%、都道府県により差がありますが東京は82.1%、熊本県は全体的には下から3番目の6.3%となっております。政府は2023年7月31日付で避難所における空調設備の設置等についてという事務連絡を都道府県の防災担当教育委員会宛に発出をしております。その内容は熱中症対策実行計画が閣議決定されたことを受けて避難指導の熱中症対策として空調設備の設置を求めています。特に指定避難所に指定された公立学校につきましては防災部局と教育委員会部局が連携して積極的に検討することが重要だと指摘しています。学校施設環境改善交付金と過疎事業債を活用すれば実施すべき負担は事業費の約15%程度でできるのではないのでしょうか。令和6年第1回定例議会一般質問、鳴瀬議員の体育館については冷房設備はついているのかという質問に対しての田上教育長の答弁では国や県の補助事業を活用しても現在の補助制度では半額、もしくは3分の2を町が負担するとあっていましたが、私が調査した内容と違いがありますが、いかがでしょうか。ぜひとも前向きに空調設備については検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それでは避難所としての学校の体育館についての空調設備の設置ということでございますけれども、現在学校の体育館につきましては空調設備については整備していない状況となっております。空調設備の設置ですけれども体育館自体が体積がかなり大きく他の自治体の試算になるんですけれども、だいたい整備に体育館1か所あたり1億円以上かかるという風な試算が出ております。仮に国の補助であったり起債を活用したとしても先ほど佐野議員が言われました負担割合で考えてみましても1か所あたり単発の一般財源としても1,000万円から2,000万円ぐらいかかるんじゃないかなという風に考えております。そういうところでそれ以降の電気代あたりもかなりかかる、それと恒久的に生じる維持管理費が多額になるということから設置が進んでいないのかなという風に考えております。学校体育館を避難所として現在使用する際には簡易クーラーであったりとか扇風機などを設置し対応はしておりますけれども、環境としては快適とは言えないものという風に認識はしております。そこで学校教育課としても色々考えております。それについては学校との協議というののがかなり必要となってまいりますけれども、現在甲佐小学校で選挙の時に使う多目的ホールというのがございます。あそこに関しましては空調設備が整っておりますトイレ等もすぐ横にあるというような状況で広さがかなりありますので、通常の会議等であれば100人以上150人ぐらいの収容ができると、避難所で考えた時には5、60人ぐらいはできるんじゃないかなという風に考えておりますので、学校と協議をしてそこを避難所として活用するというのを検討しております。熊本地震クラスの大災害ということであれば避難者全員の収容というのはなかなか体育館等を利用

しなければなかなか難しいものとなりますが、通常の梅雨時期の大雨での避難であったり台風の避難であれば十分に収容可能であると考えますので、各学校それと町の防災対策主管課と十分に協議を行ってそのように考えていきたいというふうに思っております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 学校教育課長の方から避難所のあり方というようなことで説明が答弁がありました。避難所については最適な場所を考えているということで検討中だということではありますが、そのことはいいことであるという風に思いますが、学校体育館は避難所としての役割を担っているということとは別にやっぱり児童・生徒の体育の場でもあるわけで、熱中症対策も考えなければならないという風にはこれは課題として残るんじゃないかという風に思いますので、その点は考えていただくようお願いをいたしまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで5番、佐野安春議員の質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日11日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

---

散会 午後1時49分

6月11日（火曜日）

令和6年第2回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第3号)

1. 招集年月日 令和6年6月7日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開議 6月11日 午前10時00分 議長宣告  
1. 閉会 6月11日 午後1時40分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北野太 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 甲斐高士	会計管理者 渡邊友美
総務課長 荒田慎一	企画課長 北畑公孝
地域振興課長 羽祢田直美	くらし安全推進室長 山下玄介
税務課長 松野洋幸	環境衛生課長 白石亨
住民生活課長 奥名雄吉	健康推進課長 宮崎貴美代
福祉課長 高原貞典	農政課長 上古閑一徳
建設課長 志戸岡弘	会計課長 渡邊友美
町民センター所長 中林健次	
教育長 田上浩輝	学校教育課長 井上幸介
社会教育課長 内田健司	
農業委員会事務局長 上古閑一徳	選挙管理委員会書記長 荒田慎一

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

10番 宮川安明 11番 本田新

## 1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

### 1. 会議に付した事件

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第2 同意第2号 甲佐町副町長の選任に付き同意を求めることについて
- 日程第3 同意第3号 甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについて
- 日程第4 承認第1号 専決処分の報告及び承認について  
(専第1号 令和5年度甲佐町一般会計補正予算(第10号))
- 日程第5 承認第2号 専決処分の報告及び承認について  
(専第2号 令和5年度甲佐町一般会計補正予算(第11号))
- 日程第6 承認第3号 専決処分の報告及び承認について  
(専第3号 令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))
- 日程第7 承認第4号 専決処分の報告及び承認について  
(専第4号 令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第8 承認第5号 専決処分の報告及び承認について  
(専第5号 令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))
- 日程第9 承認第6号 専決処分の報告及び承認について  
(専第6号 甲佐町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第10 承認第7号 専決処分の報告及び承認について  
(専第7号 甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第11 報告第1号 令和5年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第12 議案第23号 令和6年度甲佐町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議員派遣について
- 日程第14 各委員会からの閉会中の継続審査の申し出について



○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1 番、甲斐議員。

○1 番（甲斐良二君） 1 番甲斐でございます。諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、ただいま説明がありました通り引き続き現委員であります元村伴子氏にということでございます。元村氏につかれましては先程、町長からも説明がありました通り、■■■■■■■■■■の理事長として、またそれ以前は■■■■■■の園長として長年幼児教育にも務めてこられました。見識、経験、人格等何分申し分なく引き続きこの職務を遂行していただけたと思いますので、何ら異議なく推薦に同意いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。本諮問について候補者として適任である旨の意見を添えて答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」は適任である旨の意見を添えて答申することに決定しました。

---

#### 日程第 2 同意第 2 号 甲佐町副町長の選任に付き同意を求めることについて

○議長（宮本修治君） 日程第 2、同意第 2 号「甲佐町副町長の選任に付き同意を求めることについて」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 同意第 2 号についてご説明申し上げます。

同意第 2 号、甲佐町副町長の選任に付き同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町副町長に選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記、氏名、三輪孝之。

令和 6 年 6 月 7 日提出、町長名です。

提案理由につきましては、現在欠員となっている副町長を選任するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 町長の任命理由を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは甲佐町副町長の選任についてご説明を申し上げます。甲佐町副町長としてご提案いたしております三輪孝之氏は昭和 62 年熊本県庁に入庁後、現在まで 37 年間にわたり県職員として勤務をされておられます。その間、県央広域本部上益城地域振興局次長、商工観光労働部産業支援課長、新産業振興局長等を歴任され、現在は商工労働部長として県、行政発展のために尽力しておられます。このように氏は行政に対す

る豊富な経験と卓越した識見をお持ちであり、副町長として選任したいので議会の同意を求めます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。ただいま町長の方から経歴についての説明がございましたけれども、町長にお尋ねいたしますけれども、この選任にあたっての町長の思いというか、そういうものを聞かせていただければと思いますけれども、よろしいですか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 副町長の選任にあたっての私の思い、特に期待することということで述べさせていただきたいと思います。三輪孝之氏におかれましてはこれまで県庁職員として長きに渡ってご活躍をされており行政に対する豊富な知識と経験をお持ちの方であります。また現在は商工労働部長という立場であられ大組織の幹部として多くの職員の育成指導にも務めておられることから、まずは本庁職員の資質向上対策といった点で一翼を担っていただきたいと期待をしております。また三輪氏におかれましては先ほども申しましたように商工労働部長という立場からこれまでTSMCの進出につきましても事務的な部分では総責任者として携わってこられたものと思います。またそれ以外の企業誘致に関しましてもこれまで多く携わってこられたということでございますので、本町の従来からの課題でもありました企業誘致の推進といった点につきましても、そのノウハウを生かしながら強力で進めていただきたいと考えております。以上、私を補佐していただくということは当然のことながら、先ほど述べました職員の資質向上、それから企業誘致、以上2点を特に期待するものでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 私も同感でございます。町長のお話にありましたように職員の資質の向上、それと企業誘致というのをしっかりとやっていただいて、そして甲佐町の発展、それに加えて甲斐町政の安定ということ強く望むものでございます。終わります。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田博君） 6番。同意第2号、甲佐町副町長の選任に付き同意を求めることについてでございますが、ただいま町長より任命理由のご説明がありました。候補者は県

職員として37年間、また平成26年には上益城地域振興局次長として上益城のこと、そして本町のことも十分理解されておりますし、現在は商工労働部長として職責を全うされておられます。本町においても企業誘致並びに職員資質向上など町長が考えられる町政運営に必要な方と考えられますので、異議なく同意いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、同意第2号「甲佐町副町長の選任に付き同意を求めることについて」を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、同意第2号「甲佐町副町長の選任に付き同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

---

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時9分

再開 午前10時11分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第3 同意第3号 甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについて

○議長（宮本修治君） 日程第3、同意第3号「甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについて」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは同意第3号についてご説明申し上げます。

同意第3号、甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条の第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記、氏名、松野洋幸。

令和6年6月7日提出、町長名です。

提案理由につきましては、現評価員であります奥名雄吉氏の辞職願に伴う後任の選任を行うためでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 11番。同意第3号、甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについてでございますが、松野税務課長は従来通り我が町では税務課長がこの職にあたるという風にありますので、しっかりとこの職に就いて頑張っていたいただきたいという願いを込めて、この同意に賛成したいと思います。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、同意第3号「甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについて」を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、同意第3号「甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

---

#### 日程第4 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第4、承認第1号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは承認第1号についてご説明申し上げます。承認第1号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和6年6月7日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。専第1号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記の事項を専決処分するものでございます。

令和6年3月19日、町長名です。

記、1、令和5年度甲佐町一般会計補正予算(第10号)。

次の次のページをお願いいたします。

令和5年度甲佐町一般会計補正予算(第10号)です。

令和5年度甲佐町の一般会計補正予算(第10号)は次に定めるところによります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,463万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億2,828万9,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和6年3月19日、町長名でございます。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入です。

款18、寄付金に3億円を追加し、27億420万1,000円としております。1の寄付金です。

款19、繰入金から536万8,000円を減額し、11億3,091万1,000円としております。1の基金繰入金です。

歳入合計、補正前の額105億3,365万7,000円に、2億9,463万2,000円を追加し、108億2,828万9,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款2、総務費に1億2,000万円を追加し、25億9,987万4,000円としております。1の総務管理費です。

款6、商工費に1億7,463万2,000円を追加し、19億4,172万6,000円としております。1の商工費です。

歳出合計、補正前の額105億3,365万7,000円に2億9,463万2,000円を追加し、108億2,828万9,000円としております。

なお、今回の補正につきましてはふるさと応援寄付金について寄付額が増えたことにより最終見込み額を24億円から27億円に増額することに伴い、寄付金及び返礼品などの運営経費の増額補正となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。本予算全部についてお願いいたします。本予算全部です。何か質疑はありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。お尋ねいたします。ふるさと甲佐応援寄付金積立金はいくらぐらいになっているのかということですね。それと返礼品の状況ですね。品物や金額、それと運営業務委託料の状況、それと今年度寄付金の見込みについてはどう推測をされているのか。後、基金の活用方法の考えはあるのか、そういったことについてお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） それでは令和5年度の寄付額のまず状況につきましてご説明いたします。令和5年度の寄付額の決算額にいたしましては28億7,954万3,500円、件数といたしましてが20万8,060件となっております。こちらにつきましては令和4年度と比較いたしますと約2倍ほどの金額となっております。また現在返礼品につきましての数でございますけれども、返礼品につきまして令和5年度の返礼品として提供していただきました品目としましてが241品目でございます。運営業務につきましては今たまたま1業者に運営をお願いしておるところでございます。寄附金額の20%の額というところで契約をさせていただいているところでございます。続きまして今年度の見込み額ということでござ

いますけれども、4月5月の寄付額金につきましてが3億9,678万7,000円というところで令和4年度の同月と比較いたしますと約2.6倍となっております。ただしこちらにつきましては年末の駆け込みの寄付額が多いという風に通常では言われておりますけれども、最近では年末にいたしますと返礼品の送付が遅くなるというところで、そこからずらしたところでの寄付が多くなっているというところもありますので、3、4、5につきましてはそういった傾向から増えているというところも考えられます。令和5年の10月から制度につきましても厳格化というところで色々経費等につきましても適正にしていく必要があるというところもございまして、総合的に考えましても一番いいのは令和5年度と同額程度を見込みたいという風に考えておりますけれども、20億から25億、その金額ぐらいつきましては町として確保していきたいというところで努めていきたいという風に考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは今寄付金の額、基金の額についてお答えをさせていただきたいと思っております。今令和5年度末現在で17億4,906万795円という形になっております。令和6年度で4億5,000万は取り崩すように計画をしているところでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） それでは私の方から基金の活用についてご説明させていただきます。基金の活用につきましては町長名で本年の4月19日、基金活用の事業計画の提出ということで各課職員に対しまして事業提案を行っております。事業提案につきましては本年5月31日を締め切りとして募集・提案をいただいております。現在のところまだ構想段階も含めて数多くの提案をいただいておりますので、提案いただいた事業につきましては実効性、有効性、また優先順位を決めて事業予算化できればというところで現在進めているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） ご説明の中で聞き漏らしたかもしれませんが返礼品の状況ですね。どういう風なものが返礼品として多く出されているのか、その点についてもご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 返礼品の状況につきましてご説明いたします。一番多く返礼品として選ばれておりますのが米になります。米につきましては全体の70%を占めております。次に多くありますのが肉関係です。ブロック肉、馬刺し、焼き鳥、和牛ハンバーグなどございます。それを合計いたしますと全体の大体25%を占めているところでございます。続きまして水です。いろはすというところを取り扱いさせて頂いておりますけれども、こちらが全体の4%、こちらの3項目を合計いたしますと大体全体の99%を占めている状況でございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 1事業者、寄附額の20%が契約ということですがけれども、この1業者とはどういった業者なのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） こちらの契約をしている業者につきましては平成31年度から契約をしている業者になります。名前につきましては未来創造株式会社という業者になります。こちらにつきましては色んなご縁がございまして、まず税理士関係の部門についても強いというところもございまして税理士関係、それからプロデュース関係の方も強みとされているというところもございまして契約をさせていただいているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ずっとこれまでふるさと応援寄附金については多くの方が質問されたりしてこられましたけれども、元々は数千万単位から始まってきて、ずっと現在では27億ということで右肩上がりが増えてきております。執行部の方たちの努力も大いにあると思うんですけれども、先ほど担当課長も言われましたが今後20億か25億とかいうことの金額が出ましたけれども、実際将来的に向かって町が50億を目指すのか、それとも100億を目指すのか、その辺の何と言いますかね、ビジョン。20億か25億で満足して現状維持をしていくのか、その辺の考え方、それともう一つ、これは町長に。一般質問でも聞きましたけれどもやっぱり基金としても貯えていかれると、ただ多くの住民の方たちもふるさと応援寄附金がこれだけ入っているなら何かの事業の方にも回してもらえないかという声も多くあります。この辺については町長から、先ほどの目指す金額については担当課でもいいですけれどもお尋ねしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは今2点質問がございましたけれども私の方から答弁させていただきたいと思えます。まず目標ということですがけれどもこの制度のご承知の通り不透明な部分もございまして。いつまで続くかわからない。そういった部分でいただけるのであれば今集まっているうちに寄付をいただければ当然ありがたいことですがけれども、なんせ寄付をいただく分だからなかなかですね。いくら程っていうのはなかなか申し上げにくいところではございますけれども、昨年の実績が28億ということで先ほど説明がございまして、この数字につきましては昨年熊本県で1位だったということでございまして。そういった意味で先ほど地域振興課長からも答弁がありましたけれども、令和6年度の4月5月の実績につきましては令和5年度の4月5月の実績の2.5倍の寄附額が今集まっているということで。ただ色んな動きがございまして最終的に令和6年度についてどれだけ寄付をいただけるかというのはまだわからないんですけれども、一応町の方としては今現在業者さんの方に言っているのは昨年が28億だったので30億を目標にしましょうということ

で伝えてはいるところでございます。それからもう1点、これだけ寄付が集まったので色々地域住民への歓迎をということで議員からのお話ございましたけれども、そういった点で先ほど企画課長から答弁がありましたようにそういった令和5年度の実績が予想よりも多かったので早速こっちの執行部といたしましては各課の方に依頼を出してこのふるさと納税を財源として通常できなかった、これまで通常財源が不足してできなかった事業についてこのふるさと納税を財源としてこういった事業をしたいという調査を出しております。5月31日までを提出期限としてほしい約50事業ぐらい各課から上がっているところでございます。これから色々精査をしていくところでございます。そういったことで地域住民への還元ということも当然執行部としては考えて対応しているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） すみません後1点。先ほどの契約金ですけれども、この契約金というのは経費の中に入るのか入らないのかその点をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 委託契約金につきましては経費の中に含まれるというところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。承認第1号、専決処分の報告及び承認についてでございますけれども、質問もだいぶ活発に出ましたけれども、ふるさと甲佐応援寄付金の歳入額の増額、これに伴う予算の補正ということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから承認第1号「専決処分の報告及び承認について」を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

## 日程第5 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第5、承認第2号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは承認第2号についてご説明申し上げます。承認第2号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和6年6月7日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。専第2号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記の事項を専決処分するものでございます。

令和6年3月31日、町長名です。

記、1、令和5年度甲佐町一般会計補正予算(第11号)。

次の次のページをお願いいたします。

令和5年度甲佐町一般会計補正予算(第11号)。

令和5年度甲佐町の一般会計補正予算(第11号)は次に定めるところによります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,181万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億1,010万6,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

地方債の補正、第2条。地方債の変更は「第2表 地方債補正」によります。

令和6年3月31日、町長名です。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款2、地方譲与税に871万6,000円を追加し、7,151万2,000円としております。1の地方揮発油譲与税、2の自動車重量譲与税です。

款3、利子割交付金に17万6,000円を追加し、17万7,000円としております。1の利子割交付金です。

款4、配当割交付金に91万8,000円を追加し、271万8,000円としております。1の配当割交付金です。

款5、株式等譲渡所得割交付金に129万4,000円を追加し、279万4,000円としております。1の株式等譲渡所得割交付金です。

款6、法人事業税交付金に679万6,000円を追加し、1,679万6,000円としております。1の法人事業税交付金です。

款7、ゴルフ場利用税交付金に40万7,000円を追加し、1,040万7,000円としております。1のゴルフ場利用税交付金です。

款8、地方消費税交付金に4,532万1,000円を追加し、2億4,532万1,000円としております。1の地方消費税交付金です。

款9、環境性能割交付金に341万9,000円を追加し、641万9,000円としております。1の環境性能割交付金です。

款10、地方特例交付金に137万8,000円を追加し、1,206万7,000円としております。2の新型コロナウイルス感染症対策地方減収補てん特別交付金です。

款12、交通安全対策特別交付金に10万9,000円を追加し、70万9,000円としております。1の交通安全対策特別交付金です。

款14、使用料及び手数料から64万円を減額し、6,624万7,000円としております。1の使用料です。

款15、国庫支出金に361万2,000円を追加し、16億1,438万8,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

款16、県支出金から218万円を減額し、6億8,534万5,000円としております。2の県補助金、3の委託金です。

款17、財産収入に19万7,000円を追加し、1,160万2,000円としております。1の財産運用収入、2の財産売払収入です。

款18、寄附金に1億7,800万円を追加し、28億8,220万1,000円としております。1の寄附金です。

款19、繰入金から6,580万6,000円を減額し、10億6,510万5,000円としております。1の基金繰入金です。

款22、町債から9,990万円を減額し、5億9,372万円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額108億2,828万9,000円に、8,181万7,000円を追加し、109億1,010万6,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款2、総務費に7,217万7,000円を追加し、26億7,205万1,000円としております。1の総務管理費、3の戸籍住民登録費、5の統計調査費です。

款3、民生費に997万3,000円を追加し、22億228万7,000円としております。1の社会福祉費、2の児童福祉費です。

款4、衛生費から33万3,000円を減額し、5億6,844万8,000円としております。1の保健衛生費です。

款5、農林水産業費から次のページの款11、公債費までにつきましては、財源内訳変更のために0円となっております。

歳出合計、補正前の額108億2,828万9,000円に8,181万7,000円を追加し、109億1,010万6,000円としております。

次のページをお願いします。

第2表、地方債補正、1の変更です。

説明は、起債の目的、補正額、補正後の限度額で行います。

起債の目的、過疎対策事業債から380万円を減額し、限度額を3億3,100万円としております。緊急浚渫推進事業債から50万円を減額し、限度額を2,390万円としております。緊急自然災害防止対策事業債から30万円を減額し、限度額を8,670万円としております。災害復旧費債から9,530万円を減額し、限度額を1億2,140万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

本補正予算は主に令和5年度の歳入の各科目の額の確定に伴います予算の最終調整となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。本予算全部についてお願いいたします。本予算全部です。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今回の補正は大きく言って寄付額が増えたこと、それから地方消費税が増えております。そのことによって歳出の方では積立を増やしていると大きく言えばそういったことになるんだと思うんですけども、1点地方消費税が4,500万大きく増えているわけですけども、だいたい予算では2億円という風に組んでありました。この2億円の組み方が少なく見積もってあったのか、それとも予想外に4,500万円という風に地方消費税が増えたのか、その分析と増えた要因についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 見込額については正当な部分で2億円ということで計上させていただいております。増えた要因につきましてはコロナ禍の景気回復のための増税という形になっているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田博君） 6番。歳出の財源内訳変更がいっぱいありますけれども、これは当初の予定というか地方債を借り入れる予定であったけれども、主に一般財源から出されている項目が多いと思いますけれども、当初の予定通りなのか予定外なのかその辺りをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） これにつきましては当初の見込み額ではなく先ほど言いましたように交付税額また等が増額になっておりますので、その部分等で財源の割り振りをしていたので一般財源が減ったという形になっておりますので、当初の目的通りではなかったというような形になっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番です。12ページの14使用料及び手数料の中の土木使用料、この中に住宅使用料の現年分52万と共益費の現年分12万減額されておりますけれども、これについては入居者が少なかったのか、それとも見込み違いだったのかその辺を教えてくださいいただけますか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） こちらの減額補正につきましては町営住宅の徴収につきましては例年と変わらないほどの徴収率を上げております。その分入居者が若干少なかった分使用料が上がらない部分もございますが、それとサンコープラス定住促進住宅とヴェルデ甲佐の送金分もこの中に入っておりますので、そういった定住促進住宅につきましては空き家の修繕費用ですとか火災報知器を設置しましたので、その分の費用を差し引いた分送金がなされておりますので、最終的に今回減額補正をさせていただいたということになります。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時47分

再開 午前10時47分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 直接これに関係ないんですけども、全部ということで関連でお聞きしますけれども、去年麻生原のハウスのことについて進展があれば議会の方に報告するという風なことをお聞きしたと思うんですけども、それがどうなったのかということに関連してお聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君）（農政課長答弁 349字訂正

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時49分  
再開 午前11時1分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、田中議員から体調不良のため退席の申し出がっておりますので、これを許します。

農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） すいません。先程の私の答弁につきましては全て訂正させていただきますと思います。本年2月5日に御船署へ告訴状を提出しております。現在受理に向けて捜査中であります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番。今担当課長の答弁聞きました。私からお願いですけれども今後も状況の変化が生じた時は必要に応じて我々議会にも報告をしていただきたいということをお願いしておきます。よろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。承認第2号、専決処分の報告及び承認ということでございます。本件につきましては各種事業の額の確定、並びに財源内訳の変更ということが主なものでございましたので、本予算の補正につきましては、何ら異議なく賛成をさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから承認第2号「専決処分の報告及び承認について」を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 日程第6 承認第3号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第6、承認第3号「専決処分の報告及び承認について」を議

題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） それでは承認第3号について説明申し上げます。承認第3号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めますのでございます。

令和6年6月7日提出、町長名です。

次のページをお願いします。専第3号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和6年3月31日、町長名です。

記、1、令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。

次の次のページをお願いします。

令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。

令和5年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,615万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,420万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月31日、町長名です。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款4、県支出金から4,582万円を減額し、10億2,268万2,000円としております。1の県補助金です。

款6、繰入金から33万3,000円を減額し、1億3,711万2,000円としております。1の一般会計繰入金です。

歳入合計、補正前の額14億7,035万5,000円から4,615万3,000円を減額し、14億2,420万2,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款2、保険給付費から3,417万9,000円を減額し、10億606万7,000円としております。

1の療養諸費、2の高額療養費、4の出産育児諸費です。

款8、予備費から1,197万4,000円を減額し、682万5,000円としております。1の予備費です。

歳出合計、補正前の額14億7,035万5,000円から4,615万3,000円を減額し、14億2,420万2,000円としております。今回の専決による補正は、主に保険給付費の確定によるもので

ございます。ご説明については以上の通りでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。本予算全部についてお願いいたします。本予算全部です。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今回は保険給費が少なくなっているわけですがけれども、これで保険給費の総額は10億606万7,000円ということが確定したと思うんですが、そうなりますと3月議会で国民健康保険税は引き上げたわけですね。その時に保険給付費は4,000万上乗せをして10億8,000万になっていたと思うんですね。こういう風にかかると値上げせざるを得ないと説明を受けました。それはコロナ後の医療費が推定されるのでということだったんですが、結局はこれでは8,000万ほど確定からすると保険給付費が少ないわけですね。その点についてどのように考えておられるのかなという風にお尋ねをします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 保険給付費、今回減額補正でありますけれども、実際は税率の改正など行っているところとのどういう考え方であるかというご質問ということでございますけれども、給付に関しまして今回減額の補正をいたしております。実際10億300万ほどを見込んでおります。補正後の給付費の総額としましては10億300万ほどでございます。でありますけれども、今回は4,000万ほどの減額ということでございます。今回の減額に関しましては年末から年明けにかけて特定疾病1か月100万とか人工透析の患者さんとかの給付の方がいらっしゃいますけれども、この方が令和5年中多く亡くなっておられます。8名ほど亡くなっておられまして、実際見込んでいた給付費予算額からするとかなり給付費が下がってきている分が実際でございます。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時11分

再開 午前11時16分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 引き続きその保険給付の方で特殊事情と言いますか、1ヶ月100万ほどかかるような高額の方が8名ほど亡くなっておられまして、その分が大きな要因としまして、予算立てとしましてはこのようにおいたしてございましたけれども、結果といたしましては見込みが少なく済んだということで5年度の決算見込みに関してはこのようなことでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1 番、甲斐議員。

○1 番（甲斐良二君） 1 番甲斐でございます。承認第 3 号、専決処分の報告及び承認についてでございますが、先程来から執行部からの説明、それから質疑がなされました。この令和 5 年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）でございますが、歳入歳出それぞれ 4,615 万 3,000 を減額されたということです。これにつきましては、保険給付額の確定によるものということでございますので、何ら異議無く承認いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから承認第 3 号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第 3 号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 日程第 7 承認第 4 号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第 7、承認第 4 号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 承認第 4 号についてご説明申し上げます。

承認第 4 号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和 6 年 6 月 7 日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

専第 4 号、専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日、町長名です。

記、1、令和 5 年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）。

次の次のページをお願いいたします。

令和 5 年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところにより

ます。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,407万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和6年3月31日、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款10、諸収入から2万円を減額し830万5,000円としております。項3の予防給付費収入、項4の介護予防生活支援サービス費収入です。

歳入合計、補正前の額16億8,409万2,000円から2万円を減額し、16億8,407万2,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、総務費に2万3,000円を追加し、3,837万7,000円としております。項3の運営協議会費です。

款4、地域支援事業費から4万3,000円を減額し、6,687万円としております。項2の介護予防生活支援サービス事業費です。

歳出合計、補正前の額16億8,409万2,000円から2万円を減額し、16億8,407万2,000円としております。今回の補正は、地域包括支援センターの実績により新予防給付ケアプラン作成委託料の増額に伴い、介護予防サービス計画費収入も増額の増とするものと、介護予防ケアマネジメント費収入の減額に伴い、介護予防ケアマネジメント委託料も同額の減額とするものです。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長(宮本修治君) これより質疑を行います。本予算全部についてお願いいたします。何か質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本修治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本修治君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、宮川議員。

○10番(宮川安明君) 10番。承認第4号、専決処分の報告及び承認についてでございますけれども、令和5年度の甲佐町介護保険特別会計補正予算でございます。ただいま担当

課長の方の説明にありました通り、2万円の減額ということで、承認することに難なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから承認第4号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

---

### 日程第8 承認第5号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第8、承認第5号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 承認第5号についてご説明いたします。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和6年6月7日提出、町長名です。

次のページをお願いします。

専第5号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和6年3月31日、町長名です。

記、1、令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）。

次の次のページをお願いします。

令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）。

令和5年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものといたします。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,418万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものといたします。

令和6年3月31日、町長名です。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款 1、後期高齢者医療保険料から52万6,000円を減額し、1億1,758万4,000円としております。1の後期高齢者医療保険料です。

款 4、繰入金から2万8,000円を減額し、6,064万8,000円としております。1の一般会計繰入金です。

款 6、諸収入から9万1,000円を減額し、480万4,000円としております。2の償還金及び還付加算金、4の受託事業収入です。

歳入合計、補正前の額1億8,482万8,000円から64万5,000円を減額し、1億8,418万3,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款 1、総務費は財源内訳変更のみですので補正額は0円となります。

款 2、後期高齢者医療広域連合納付金から37万4,000円を減額し、1億7,776万円としております。1の後期高齢者医療広域連合納付金です。

款 3、保険事業費から3万9,000円を減額し、473万4,000円としております。1の健康保持増進事業費です。

款 5、予備費から23万2,000円を減額し、11万6,000円としております。1の予備費です。

歳出合計、補正前の額1億8,482万8,000円から64万5,000円を減額し、1億8,418万3,000円としております。今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金が確定したことによるものが主なものとなっております。ご説明につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。本予算全部についてお願いいたします。本予算全部です。何か質疑はありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 後期高齢者医療保険料の徴収についてなんですけれども、これ歳入の方では特別徴収保険料と普通徴収保険料があるわけなんですけれども、この人数を教えてくださいませんか。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時29分

再開 午前11時30分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 特別徴収と普通徴収の被保険者数というご質問だったかと思いますが、すいません、被保険者数といたしましては全体で令和5年度2,300名ほどでございますが、普通徴収と特別徴収で分けて今手元に持っておりませんので、後ほどご

回答させていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。承認第5号、専決処分の報告及び承認についてでございます。ただいま担当課から説明がございました。質疑もございましたこの令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）でございます。歳入歳出それぞれ64万5,000円を減額されたということです。理由といたしましては後期高齢者医療広域連合納付金の確定ということでございますので、何ら異議なく承認いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから承認第5号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

---

## 日程第9 承認第6号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第9、承認第6号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） それでは承認第6号についてご説明申し上げます。承認第6号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和6年6月7日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。専決処分書になります。専第6号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和6年3月31日、町長名です。

記、1、甲佐町税条例の一部を改正する条例。専決処分の理由といたしましては、地

方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が令和6年3月30日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、甲佐町税条例等の一部を改正する必要があるため、専決処分を行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町税条例の一部を改正する条例でございます。

甲佐町税条例の一部を次のように改正する。

以下、改正文がありますが、改正内容につきましては別に添付しております説明資料でご説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**税務課長（松野洋幸君）** ありがとうございます。それでは説明資料にて説明させていただきます。最後から2枚目の説明資料の1の方をお願いいたします。説明資料1によりまして承認第5号についてご説明いたします。甲佐町税条例の改正要旨でございます。

個人住民税です。まず1、定額減税に係る規定の新設でございます。これは令和6年度の個人住民税について定額による所得割の額の特別控除を実施することに伴い特別税額控除の額を条例で定めている所得割から控除する規定の新設、納税通知書については特別税額控除額を加味して記載等する旨の規定、各徴収方法により徴収される個人住民税から特別減税額を控除する場合の日割りや端数処理等に関する規定の新設になっております。また特別税額控除の対象となる所得割の額について上場株式等の配当所得、長期譲渡所得などの分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読み替え規定の追加等の改正でございます。令和6年4月1日からの施行となります。

ここで個人住民税の定額減税の概要につきましてご説明いたしたいと思っております。次のページの説明資料2をお願いいたします。まず対象となる方ですが前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税者になります。次に減税額ですけれども本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円控除いたします。次に実施方法になりますが給与所得者の特別徴収につきましては令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の年税額を令和6年7月から令和7年5月の11ヶ月でならした税額を徴収いたします。事業所得者等の普通徴収の方につきましては定額減税前の年税額を基に算出した第1期分令和6年6月分の税額から控除し、控除しきれない場合は第2期7月分以降の税額から順次控除し徴収いたします。年金所得者の特別徴収につきましては定額減税前の年税額を元に算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除し徴収いたします。以上が個人住民税の定額減税の概要でございます。申し訳ありませんが、前のページ説明資料1をまたお願いしたいと思っております。

次に2、職権による減免を可能とする規定の追加でございます。個人住民税等の減免について大規模災害等により減免事由に該当することが明らかであり、かつ減免する必要があると町長が認める場合は職権による減免を可能とする規定を追加する改正でございます。令和6年1月1日からの施行となります。

続きまして固定資産についてです。まず3、評価外に伴う負担調整措置の延長でございます。土地に対する課税におきましては土地の価格の変動に伴う税負担の激減を緩和するための措置、負担調整措置がなされておりますが、これを3年間延長する改正でございます。令和6年4月1日からの施行となります。

4の固定資産税特例措置の創設、拡充、延長でございます。まず再生可能エネルギー発電設備にかかる課税標準の特例措置の拡張です。現在はソーラーカーポート補助の対象となる一定の太陽光発電設備が特例対象でしたが、改正後はペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備、または認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の太陽光発電設備にみなした上で特例措置の適用期限を2年間延長するものでございます。

次に特例措置の対象となる特定再生可能エネルギー発電設備の追加です。これはバイオマス発電設備のうち令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に出力が1万KW以上、2万KW未満の発電設備のうち一般木質、農作物残さ分に該当する発電設備を取得した発電設備に該当する発電設備について課税標準額を地方税法3社基準の通り7分の6に軽減し、適用期限を令和8年3月31日まで延長するものでございます。

次に一体型滞在快適性等向上事業にかかる課税標準の特例措置の延長等になります。これまで地方税法上で定められていた減額割合を条例で定めることとする改正になります。割合につきましてはこれまでと同様の2分の1となり、適用期限を令和7年まで2年間延長するものでございます。また新築住宅の固定資産税の減額、認定長期優良住宅の減額について適用期限を令和8年3月31日まで2年間延長とされました。

これらの他、地方税法及び政省令等の改正に伴う字句、引用条項の改正を行ったものとなります。今回の主な改正の要旨につきましてはご説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。ただいまの税務課長の方から説明がございましたが本年度の個人住民税が減額となりますが、納税義務者は本町でだいたい何人ぐらいいらっしゃるって、だいたいこの個人住民税、どれくらい税収減になると見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） お答えいたします。対象となる個人住民税納税義務者数ですが当初賦課時点になりますが、義務者数といたしましては3,952人になります。減税の適用者にはこれに配偶者544人、扶養親族1,885人が該当になりますので合計しますと6,381人となっております。減収減額ですけれども町民税につきましてが3,627万2,000円程度、県民税で2,417万9,000円程度の減収を見込んでいます。以上となります。

○議長（宮本修治君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） その定額減税によりまして本町が今おっしゃられた通り税収減となりますが、これに対して何か国からの措置というかそういうのがあるのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） この定額減税に対する国からの措置はなされるのかというお尋ねですけれども、今回の定額減税による個人住民税の減収については地方特例交付金により全額国費で補填されることとなっております。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 申し訳ございません。調査なかなか調べていたものなかったものですからこの再生可能エネルギー発電設備にかかるという中で現行ソーラーカーポート補助金の対象となる一定の太陽光発電設備から変更されているわけですけれども、これの変更後の説明はどうしてこういう風に変更になったのか、私もよくわからなかったのですからお尋ねをしたいと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） お答えします。変更になった理由ということですが、国の施策といたしましてこれまでの太陽光パネル等を推進するというような形から太陽光でもいろいろ種類がございまして、これまではシリコン系の太陽電池というのを推進してきたところがございますけれども、今後はより軽量で扱いやすいペロブスカイト太陽電池への期待が高まっております。そういうことの背景もありまして今回そのペロブスカイト太陽電池等を利用する方について特例措置が設けられたものはこちらの方では考えているところです。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 承認第6号、専決処分の報告及び承認でございます。先程来から説明がありました通り、6月から始まりました国の定額減税により条例の改正ということでございますので、何ら異議なく承認いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから承認第6号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第6号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認するこ

とに決定しました。

日程第10 承認第7号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第10、承認第7号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） それでは承認第7号についてご説明いたします。承認第7号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和6年6月7日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。専決処分書になります。専第7号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和6年3月31日、町長名です。

記、1、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。専決処分の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が令和6年3月30日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため専決処分を行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。改正文でございます。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。甲佐町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

以下、改正文がございますが、この内容につきましても、この資料の最後につけさせていただいております説明資料にてご説明させていただいてよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○税務課長（松野洋幸君） ありがとうございます。最後のページをお願いしたいと思います。令和6年度地方税法等の一部改正に伴う国民健康税条例の改正要旨でございます。

2点ございます。

まず基礎課税額に係る課税限度額の引き上げに伴う改正となりまして、2条になりますが、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額現行22万円から24万円に改正するというものになります。医療給付費課税分、介護納付金課税分につきましては改正はございません。

もう1点としまして、低所得者に係る減額といたしまして、中低所得者に係る国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の減額措置の改正でございます。世帯の所得が29万円に世帯の被保険者数と特定同一世帯所属数を加えた数を乗じて得た額と33万円の合計額を超えない世帯が5割軽減の対象世帯となっておりますが、この29万円を29万5,000円に改正するものになります。また53万5,000円に被保険者数と特定同一世帯所属数を加えた数を乗じ

て得た額との33万円の合計額を超えない世帯が2割軽減の対象世帯となっていますが、この53万5,000円を54万5,000円に改正するものでございます。いずれも令和6年度分の国民健康保険税について適用するものでございます。この改正につきましては課税限度額の引き上げによる高所得者層の負担が増加となりますが、中低所得者に係る保険者の5割軽減、2割軽減については経済的動向等をふまえて5割軽減、2割軽減基準の軽減判定所得について当該軽減を現在受けている世帯が生活水準が変わらなければ引き続き、軽減を受けられる改正が行われたものです。本条例につきましても説明は以上で終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 賦課限度額を2万円引き上げることですけれども、後期高齢者の支援金とそれから医療給付費課税分はそのまま、介護給付費課税分もそのままということで、この支援金の方だけをあげるという風に、勿論あげるということには反対なんですけれども、どうしてこちらの方だけに絞られたのかその理由と、それから対象者ですね。今度この上限の対象者、それから5割軽減、2割軽減の対象者の数を教えていただきたいのと、この上限を支払われる、課税させられる方の所得は色々ありますので、この年収といいますか、そういったのがあるのかどうか、勿論あるんですけれども、それがいくらぐらいになるのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時54分

再開 午前11時54分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） お答えします。まず今回支援金の分についてだけ2万円あがったということについてですけれども、これにつきましては被保険者におけるルールというものが国で定められておりまして、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が1.5%になるような保険料設定のルールがあります。このような規定とのバランス等を考慮し、また被保険者と国民健康保険の保険料負担の公平性の観点から最高等級に当たるような世帯割合が1.5%に近づくように国の方で段階的に引き上げられているところでございます。高齢化の進展等によって医療給付費等が増加する一方、被保険者の所得が十分に伸びない中で中間所得層の負担が重くなってしまうこととなります。このようなことから令和5年度の社会保障審議会におきまして高齢者保険支援金等の課税分を2万円引き上げることになったため、今回の改正になったものでございます。2割と5割の世帯数ということですので、まだ現在課税処理の途中ということで詳細な分析ができておりませんが、申し訳ございません令和5年度の6月1日現在の軽減の世帯数でお答えさせて

もらってもよろしいでしょうか。5割軽減の世帯数ですけれども令和5年度につきましては240世帯、2割軽減の世帯数が177世帯となっております。収入というところにつきましてはこれはそれぞれでそれぞれの世帯でいろいろ違いがありますので一律に収入金額がいくらということでお答えするのは難しいかなと思っております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 所得とすれば色々世帯の構成とか色々あるのでわからないと思うんですけれども、収入というのはこれはあるんじゃないかなと思うんですけれども、線引きがあるんじゃないかなと思うんですけれども、これはないんですかね。収入が色々あるというのはちょっとおかしい感じがするんですけれども。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時57分

再開 午前11時58分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） すいません。収入金額でございましてけれども、収入金額から所得ということで、これはそれぞれで違いますし、扶養家族等によっても変わってきますので、こちらについてはお答えはできないということになります。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。承認第7号、専決処分の報告及び承認についてでございますが、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということで、ただいま担当課長より説明がありまして地方税法等の一部を改正する法律などが3月30日に公布され、本町としても4月1日に施行されることに伴い、改正したということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから承認第7号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第7号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（宮本修治君） 昼食のため、しばらく休憩します。午後は1時から再開します。

休憩 午前12時00分

再開 午後1時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長より承認第5号の井芹議員からの質問に対して答弁の申し出がありますので、これを許します。

住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 先程、承認第5号のご審議いただく中で、井芹議員の方から後期高齢者医療保険料の納付方法で普通徴収と特別徴収の方の人数ということでご質問がございましたが、私被保険者数がおおよそ2,300名ほどということでお答えをしたところです。この2,300名ほどというのは月平均の5年度の被保険者数ですが、この月平均のところで行きますとおおよそ1,950名が特別徴収、それから350名ほどが普通徴収といったことで、おおよそ85%と15%といった割合で5年度はなっているところでございます。以上でございます。

日程第11 報告第1号 令和5年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（宮本修治君） 日程第11、報告第1号「令和5年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは報告第1号についてご説明申し上げます。

報告第1号、令和5年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、下記のとおり報告するものでございます。

記、令和5年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書です。

説明につきましては、款、項、事業名、翌年度繰越額額の順でいたします。

款2、総務費、項1、総務管理費、事業名空き家空き地等実態調査事業、翌年度繰越額500万円、同じく項2、徴税費、町県民税システム改修事業112万2,000円、項3、戸籍住民登録費社会保障税番号制度システム整備事業2,064万9,000円。

款3、民生費、項1、社会福祉費、物価高騰対策重点支援給付金事業4,576万円、同じく介護基盤緊急整備特別対策事業4,855万円。

款4、衛生費、項1、保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業89万4,000円。

款5、農林水産費、項1、農業費、農地利用効率化等支援交付金事業1,345万円。

款6、商工費、項1、商工費、LPガス価格高騰対応生活者支援事業1,322万8,000円。

款7、土木費、項2、道路橋りょう費、道路新設改良事業1億7,172万7,000円、同じく項4、住宅費、土地所有権移転登記事業66万2,000円。

款8、消防費、項1、消防費、浸水対策事業6,382万8,000円。

款10、項2、公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業9,335万8,000円、同じく項3、文教施設災害復旧、総合運動公園災害復旧整備事業、2億3,851万5,000円。

合計の翌年度繰越額が7億1,674万3,000円です。令和6年6月7日提出、町長名です。

以上で報告を終わります。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。この空き家空き地の実態調査とありますけれども、これに関連するんですけれども、空き家対策ですね。令和5年度で町の方も空き家対策として空き家の登録をさせていただいて、それを利用される方、もしくは購入される方とのマッチングなども図られてきていると思うんですけれども、その辺の件数が令和5年度の実績として何件ぐらいあったのか。それともう1点だけ最近特に気になる点が1つあって、私の地域についても空き家がありましてそれを会社の寮のような感じで借られて外国籍の方たちが複数人入居されておりますけれども、そういった方たちは町において住民登録とかそういったこともされているのかなというのが地域の人たちも少し気になっておられますので、この辺関連しますのでその件について2点ほどお聞きしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） まず令和5年度における空き家バンクに登録されている件数、それから令和5年度における新規成約の件数につきましてご説明をいたします。空き家バンクに登録されて今現在ホームページで公表されておりますのが5件となっております。令和5年度新規登録につきましてが空き家1件、空き地が1件、また新規契約としましてが空き地が1件というところとなっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） ただいまのご質問、空き家に外国人の方が住まわられているという事でその何かしらどっかの会社の方が借り受けでお住まいさせられているという事でございます。個別の事案なので何とも申し上げられませんが、会社の寮として借り受けられているのであれば外国人としての住民登録がございまして、そのところはなされているのではなかろうかと言った推測でございしますが、以上でございます。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） その辺は結構増えてきているような気がするんですよ。甲佐町全体でも。住民の方も若干不安に思っておられるというような声を聞きますので、その辺については町の行政として把握だったり登録せなあかんなら登録してもらわにゃいかんし、

しなくていいんであればしなくてもいいということをおっしゃっていただければそれでも結構なんですけれども。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時8分

再開 午後1時8分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 原則として住民登録なされるべきかということで思いますが、今現在令和6年の2月末現在で外国人の方130名ほどは登録されております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時9分

再開 午後1時9分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） すいません、ただ今私外国人登録の方130名ほどと答弁いたしましたが、132名正確には登録をなされております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今の空き家空き地等の実態調査事業ですけれども、これはこれまで行われたことがなかったのか、今後500万をかけて実施されようとしておりますけれども、今までされていなかったのか、今後500万をかけてされる、こういった風にそれを活用しようとしているのか、そういった計画があるのかどうかお尋ねをします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） はいお答えいたします。過去に空き家等の調査がなかったかというご質問でございますけれども、こちららし安全推進室の方で平成30年に空き家調査を行っております。こちらにつきましては空き家特別措置法といった法律に基づきまして空き家化の予防だったり発生の抑制といった観点を主にして調査を行っていたと思っております。今現在行っている調査につきましては地域振興課といたしましてはそういった空き家空き地につきましては人口増対策のための移住施策、こちらに繋がると言ったところを目標として調査を改めてさせていただいているところでございます。ですので平成30年に調査を行っておりますけれどもそれから5年以上経過しております、こちらといたしましては今すぐにでも利活用がある程度期待できるような空き家空き地、こ

ういった調査がまずないかというところをエリアを定めまして調査をさせていただいているところでございます。今回の調査の結果によりまして今後につきましてはWebの掲載につきましてだったり登録件数の増加、そういった次のステップにつなげるための根拠資料といたしまして今回の調査をさせていただいているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 農地利用効率化等支援交付事業ですけれども、今詳しくどんな状況なのか、全く事業として進んでいないのかどうかその点をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えいたします。この事業に関しましては施設の補助事業になります。レントハウスを建設されまして町の竣工検査が先月終わったこととなります。それと資材の搬入が遅くなりまして繰り越し処理をさせていただいたところとなります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で、報告第1号「令和5年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

---

## 日程第12 議案第23号 令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）

○議長（宮本修治君） 日程第12、議案第23号「令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは議案第23号についてご説明申し上げます。

議案第23号、令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）になります。

次のページをお願いいたします。

令和6年度甲佐町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,437万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億8,057万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

（債務負担行為の補正）

第2条、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」によります。

(地方債の補正)

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」によります。

令和6年6月7日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款15、国庫支出金に368万7,000円を追加し、16億5,023万2,000円としております。2の国庫補助金です。

款19、繰入金に1,338万8,000円を追加し、7億9,101万2,000円としております。1の基金繰入金です。

款22、町債に730万円を追加し、13億2,030万円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額95億5,620万2,000円に2,437万5,000円を追加し、95億8,057万7,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款2、総務費に316万4,000円を追加し、17億66万3,000円としております。1の総務管理費、3の戸籍住民登録費です。

款4、衛生費から6商工費につきましては、財源内訳変更のため0円となっております。

款9、教育費に2,121万1,000円を追加し、4億8,434万8,000円としております。1の教育総務費、4の社会教育費です。

歳出合計、補正前の額95億5,620万2,000円に2,437万5,000円を追加し、95億8,057万7,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正、1の追加です。

事項が外国語指導助手ALT派遣業務委託料、期間が令和7年度から令和8年度まで、限度額が1,029万6,000円です。

次のページをお願いいたします。

第3表、地方債補正、1の変更です。

説明は、起債の目的、補正額、補正後の限度額で行います。

起債の目的、過疎対策事業債に730万円を追加し、限度額を8億4,620万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも変更はございません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長(宮本修治君) これより質疑を行います。本予算全部についてお願いいたします。本予算全部です。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。歳出のところで12ページになります。国際交流事業補助金ということで40万計上されておりますが、この国際交流事業につきましては台湾でございます台南市の土城高級中学校との交流が主だと思っておりますが、これに関する何かでしょうか。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 今の甲斐議員の質問に対してお答えいたします。今回の40万の増額補正に関しましてはおっしゃる通り土城への国際交流に充てる事業費となっております。以上です。具体的にその40万の内訳といたしましては航空券の値上がりや日程を組む上での移手段の変更、さらにそこに円安が進んだことによって不足が生じたものになる補正となります。以上です。

○議長（宮本修治君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 本年度はその交流事業、正式にはレッツゴー台湾という事業名になりますが、この本年度は台湾の方に本町の中高生が訪問するということになっておまして定員が10名という風にお聞きしております。今後この10名というのを私は増やしてあげたいとか増やしてもいいんじゃないかという思いでありますがいかがでしょうか。理由といたしましては今年度10名に対しまして17名の募集があったと、私も娘が中学生でございますので聞いております。7名の方にお断りしなければなりませんし今TSMCの進出などで熊本と台湾の交流が盛んになっております。未来のある若い中高生になるべくこういった経験をさせて僕としては国際感覚とかそういったものを養っていただきたいと思っておりますので10名をどうにか増やしてあげられないかという思いでございます。いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 今の人数を増やしてもらえないかという質問に関してですけれども、おっしゃる通り今回やはりTSMCの進出とかで台湾人気も高まった影響があったと思っております。定員10名に対して17名の募集、今回10名に絞り込ませていただいた状況ではありますけれども、今回の募集状況も踏まえて今後、次回以降になりますけれども受け入れ先の台湾も含め、また費用の面も考慮しながら1人でも多くの生徒に国際交流に触れていただければと思っておりますので、引き続き考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 最後になります。今回このレッツゴー台湾事業3泊4日でございますが、課長が期待される効果、成果、こういったものはいかがお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 今回の台湾への国際交流3泊4日の事業に対する効果というところですが、まずやはり3泊4日というところで語学力的な向上というのは厳しいかと私も思っております。それでもこの本事業を通じてやはり異文化を感じることも、またコミュニケーションの必要性を感じることができると思っております。私の方が令和

元年に引率として台湾の土城の方に行かせてもらった時の感触ではありますけれども、今回台湾の各家庭にホームステイをするにあたってやはり当日とかは全くコミュニケーションも取れずに生徒たちも不安がかなりよぎっていたかと思って心配していたんですけれども、最終日前夜に送別会というものを開きましてその時に各ホスト先の家族と記念撮影を取ったり台湾の生徒、日本の生徒、みんな含めてダンスを踊ったり、その適応能力の高さ、またコミュニケーション力の強さとかコミュニケーションの適応力も含めて子供たちのすごい成長を見届けたところです。そういった意味でも生徒たちの意識の変化に関しまして国際交流というのが必要ではないかというのを感じたところでもあります。以上です。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 債務負担行為の補正なんですけれども外国語指導助手の派遣業務委託料ということで予算が組まれていますけれども、この人選ですけれども不足しているから委託をするのか、今後英語教育の充実に向けて増やすのか、そこら付近はどうなのかということでお聞きをしたいと思いますんですけれども、どこに合わせて委託をするのか、そしてまた今の甲佐における英語教育の状況と言いますか、こういう風に前進をしてきているというようなそういったこととか取り組みの強化をされている点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それでは債務負担行為 ALT の派遣事業委託料についてご説明申し上げます。現在甲佐町では国と言いますか JET プログラムというのを利用して外国人の指導助手が1名、それと町が独自に任用している指導助手が1名ということで現在2名おります。そのうちの1名が任期が今年度の7月末までが任期となりますのでそれ以降の新しい ALT を雇用とか使用したいということで今回しているところでございます。従来の JET プログラムと言いますのがまず経験者、今まで ALT の経験者というのがほとんどおらず初めて日本に来る方っていうのがほとんどメインでございまして。そうなるとなかなかコミュニケーション等に関して問題がございまして今回いろんなところで郡内でも御船、益城、熊本市あたりでも業務委託ということでしております。その業務委託のメリットとしましては金額的にはあまり変わりはないんですけれども、全てその会社の方で住宅であったり全ての保証について行っていただける。そして ALT の経験者が数多く在籍しておりますので、すぐに来た時に即戦力として使えるということで初めて日本に来た外国人の方に比べてスムーズに対応ができると、先生たちもコミュニケーション、授業の作り方につきましてもかなり熟練されておりますので、かなり生徒の英語力向上そして先生たちの指導力の向上にもつながるとということで今回債務負担行為をあげさせていただいております。従来の町の雇用であれば雇用契約ですので債務負担行為をうたう必要がございませんが、今回委託料ということで民間の会社に委託しますので今回債務負担行為を設定するということです。選定の仕方につきましては今回7月末までが任期でございますので債務負担行為、今回の予算が可決されましたらすぐにここの派遣会社、何社かご

ございますのでプロポーザルによって内容を審査しましてその会社については決定をしていきたいという風に考えております。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。11ページの商工費の中に観光費がありますけれども本予算とは直接関係ないんですけれども町長にご提案というかお話がありまして、本定例会の6月7日の提案理由の説明の中でも鮎祭り等の各種イベントで交流人口の増加といったこともお話に触れられましたけれども、今年は鮎祭りが7月20日の土曜日ということで大いに賑わいを見せるのではなかろうかという中で、昨年鮎のつかみ取りがありましてコロナ禍明けということで結構お客さんも多くて子供達がなかなか最後の方は取れる鮎がいなかったとゆうようなお話を聞いたところでもございますし、私はそういった鮎を運ぶ方もお手伝いさせてもらっておりますので中の事情も詳しくございますけれども、御船の方も同じようにお手伝いに行ったんですけれども、御船のところで甲佐の町民からすごく鮎がおらんかったと、甲佐町にはと、よその町に行っても怒られて、とれんかったけんわざわざ御船まで来たというようなことで、そういったお話もありますので、本年度には間に合わないかもしれませんけれども、多分各補助金が例年変わっていないのかと思うんですよ。そういった部分で鮎等の肥料とかそういった部分で昔の値段に比べたら上がっておりますし、同じ金額であればその分持ってくる量も少なくなるかと思えます。そういった中で昨年は多分500人程度で網を配られたという風に記憶しておりますけれども、だいたい500人が3匹捕まえるというような風で計算すると、だいたい150kg必要なんですね。去年が90kg前後を納入したかと思えます。そういった開きもありますので、そういったところを十分検討していただいてせっかく来ていただいてまた来年も来たいと思っていただけるような仕組みにしていいただければと思いますのでその点をご回答をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ただいま荒田議員の方からのご質問ということで鮎祭りの時に鮎まつりの一環行事として鮎のつかみ取りというものをやっております。これにつきましては昨年からコロナ禍も開けていろいろ参加者も増えているということで、鮎の掴み取りの時に子供が楽しみに行って、鮎が捕まえなかった、いなかったという話も私も聞いているところでございます。その件に関しましては、鮎祭りも全体事業費がございまして、その中で予算を割り振りながら実施をしておりますので、今年度におきましても幾分かそういった鮎のつかみ取りの方に予算が回せる分があれば、そういった部分で調整したいと思いますし来年度以降に起きましても先ほど荒田議員の方からもありましたように今鮎の単価もあがっているということでございます。甲佐町は従来からキャッチフレーズとして花と緑と鮎の町ということで鮎の方はキャッチフレーズにもなっておりますので町としても鮎をPRしていく必要があるという考えを持っておりますので、その辺も含めて来年度以降の予算措置については検討を行っていきたいという風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） デジタル田園都市国家構想交付金ですけれども、自治体のデジタル化は非常に今進んでこれからも一層進むわけですけれども、この交付金ですけれども具体的にどんな構想に対して交付金を受けようとしておられるのか、その内容についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） それではデジタル田園都市国家構想交付金でどのような考えのもとで補助金を取っているのかということですが、これにつきましては国の方でデジタル田園都市構想というのをもっておられます。最近のデジタル技術の進歩は目覚ましいものがありますし、また少子化、人口減少のこの社会の中でデジタルのコンテンツを使って住民サービスの充実やそのデータのもとにより一層のサービスの向上というのが掲げられて今国の方では進められております。本町においてもこの交付金については地方創生推進タイプ、地域の活性化に向けた補助金と実装タイプ、実際にシステムの導入等で活用させていただいております。例をあげますならば証明書のコンビニの交付について今事業を進めているということでデジタルを使った住民サービスの向上に使わせていただいております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今デジタル化ということがございましたけれども、今よくテレビ等でも報道がありますけれども生成AIという言葉を目にします。大きな自治体辺では少し導入されているというようなお話もありますけれども私たちもちょっと抽象すぎてあんまりよくわからないんですけれども、事務の効率化とかに行政としても生成AIを取り入れてやっていこうというところもお聞きすることもありますので、将来的に甲佐町もそういった生成AI的なものにも踏み込んで行かれるのかという思いもありますが、現時点でのお考え方ですかね、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 今生成AIを自治体で導入されているということでしたけれども、生成AIとAIというのは若干違うかと思えます。各自治体がAIを導入されているのは過去のデータを蓄積した上で住民からの問い合わせについてAIを活用してその回答を導き出すというのがよく自治体では今導入されているところです。今回開会日当初に新しく入庁した職員とか派遣という形でご紹介させていただきましたけれども、本町に起きましても国の地方創生人事支援制度の取り組みとして国家公務員大学研究者民間専門の派遣制度があります。その派遣制度の中で令和2年8月にデジタル専門人材の派遣というのも創設されております。それを活用いたしまして今企画課の方に民間企業で知見をお持ちの方を派遣いただいております。本町においてはまずDXの推進計画、町全体の構想を立ててそれに準じてDX化を図ればと考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第23号、令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）でございますけれども、補正額で2,437万5,000円の増額ということでございましたが、中身につきましては、それぞれの事業における国・県の支出金、また地方債等の財源内訳変更とかが主なものでございました。そういったことでありますもんですから、何ら異議なく賛成とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第23号「令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号「令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第13 議員の派遣について

○議長（宮本修治君） 日程第13、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程等に変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣すること、日程等の変更については、議長に一任することに決定しました。

---

#### 日程第14 各委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮本修治君） 日程第14「各委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題といたします。

お手元に配付のとおり、総務文教・産業厚生 の 2 つの常任委員会及び議会運営委員会か

ら閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員会からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（宮本修治君） 以上をもって、本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これで会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 6月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。今期定例会は、6月7日から本日までの4日間にわたり、ご提案をいたしました議案等の各案件につきまして精力的にご審議いただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行に当たり、ご同慶に存ずるものであります。

ここにご議決をいただきました令和6年度一般会計補正予算をはじめ、各議案の成立によりまして、町政全般にわたり政策の推進を図ることができるとともに、ご指摘をいただきましたことを踏まえまして、尚一層の住民生活の安全と福祉の向上に努めてまいり所存でございます。

今後とも町政発展のため、特段のご協力とご指導をいただきますよう心からお願いを申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） 本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、7日に開会、本日11日までの5日間にわたり重要案件を終始熱心に審議され、本日ここにすべて議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠に同慶に堪えません。ここに今会期中における議員並びに執行部各位のご努力に対し、深く感謝を申し上げます。

なお、執行部におかれましては、議員各位の意見等を尊重していただき、町政発展に向けた今後の施策に十分反映されますことを切に希望するものでございます。

また、議員各位におかれましては、今後とも町民の付託とご期待に応えるべく、更なるご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、これから益々暑い時期を迎えてまいります折から、皆様には切にご自愛下さいますようお祈り申し上げ、令和6年第2回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後1時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会会議録  
令和6年第2回定例会

令和6年6月発行

発行人 甲佐町議会議長 宮本 修治

編集人 甲佐町議会事務局長 北野 太

作成 オフィスエムワン TEL (096) 234-2208

甲佐町議会事務局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4  
電話 (096) 234-1198